

令和 2 年 度

事 業 計 画

目 次

【理念・視点・計画の柱】	(1)
I. 組織運営	(2)
II. 重点事業	(3)
III. 各課・各部署の事業計画	(1 4)
【経営管理課】	
総務係	(1 4)
白百合福祉作業所	(1 8)
かたくり福祉作業所	(2 2)
【地域福祉課】	
ボランティア・地域福祉推進センター	(2 7)
権利擁護センター「ほっとサポートねりま」	(3 0)
生活サポートセンター	(3 3)
【障害者就労・生活支援課】	
豊玉障害者地域生活支援センター「きらら」	(3 5)
石神井障害者地域生活支援センター「ういんぐ」	(3 9)
練馬障害福祉人材育成・研修センター	(4 3)
練馬区障害者就労支援センター「レインボーワーク」	(4 5)

令和2年度 事業計画

【 理念 】 ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～

【 視点 】 一人ひとりの気づき、お互いの育ちあいを大切にする

【 計画の柱 】 つながり支えあう地域をつくる
それぞれの生き方を支えあう

【 取り組み項目 】

計画の柱1 つながり支えあう地域をつくる

取り組み項目（1）住民主体の地域づくり

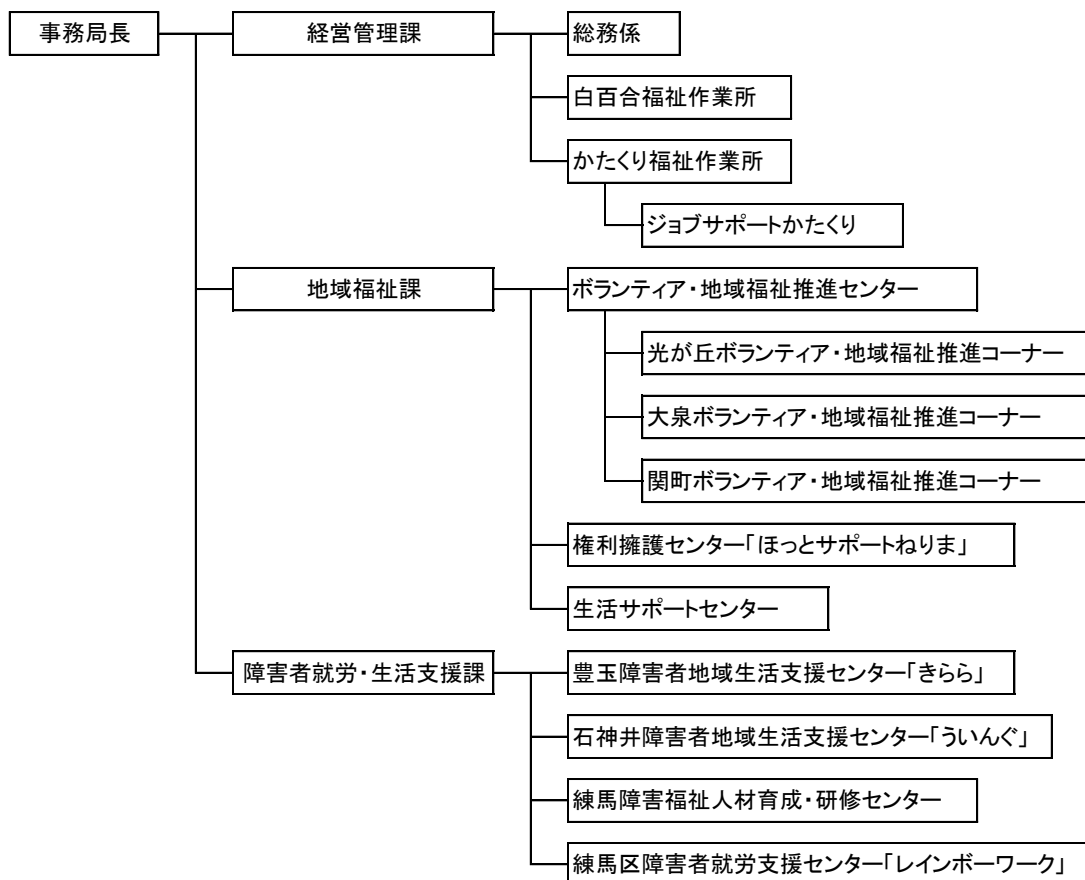
取り組み項目（2）分野を超えたネットワークの構築

計画の柱2 それぞれの生き方を支えあう

取り組み項目（1）まるごと認め支えあう仕組みの構築

取り組み項目（2）権利擁護の視点をもった地域生活支援の推進

令和2年度 練馬区社会福祉協議会組織図



I. 組織運営

1. 法人運営

令和元年 12 月に民生・児童委員の改選があり、役員と評議員の改選を行った。練馬区外郭団体見直し方針等を踏まえ、必要となる規程の改正等を行う。

(1) 役員および評議員等（令和 2 年 4 月 1 日現在）

区分	理事	監事	評議員	相談役
定数	12～18 名	2 名	19～25 名	若干名
現員	17 名	2 名	24 名	1 名

(2) 会議関係

- ア. 理事会（執行機関）
法人・施設の経営方針を立て、事業計画や予算等法人の重要な方針決定を行う。
- イ. 評議員会（議決機関）
法人運営の規程や体制を決定するとともに、理事等の選任解任等、法人運営の監督を行う。
- ウ. 監事会（監査機関）
法人の業務執行状況や会計（決算書類）について監査を行う。
- エ. 評議員選任・解任委員会
理事会での決議に基づき評議員の選任や解任の決定を行う。

2. 社協支援者・支援団体（会費・寄付）の増進

練馬区社会福祉協議会（以下、社協とする）の会費・寄付は、練馬区民の豊かな地域生活の実現に向けて、新たな資源の開発や事業を維持・発展させていくための大切な財源となっている。民生・児童委員や町会・自治会とも連携を深めながら、社協支援者の増進に向けて会員の加入促進に努め、社協事業への理解と賛同者を増やす。また、区内施設・団体および企業等へ、募金箱の設置や寄付を通して地域や福祉への関心を高める取り組みを進めていく。

(1) 令和 2 年度会費目標額 9,000 千円

- ア. 団体会員目標 300 施設・団体
- イ. 個人会員目標 3,000 人（正会員 2,300 人、特別会員 700 人）

(2) 令和 2 年度寄付目標額 9,000 千円

- ア. 令和 2 年度寄付箱設置目標 150 箇所

(3) 積立金・基金の設置

将来の特定の目的の支出または損失に備えるために積立金・基金を設け、安定的な財政運営を目指す。

3. 苦情解決制度

苦情の予防や原因の分析、サービスの向上と事業改善に取り組むため、部署間の情報共有や意見交換を行うとともに、第三者機関を設置し、速やかで適切な苦情解決に努める。また、効率性を高めた会議を実践する。

(1) 苦情解決第三者委員・苦情受付担当者会議の開催（年 2 回）

(2) 苦情解決第三者委員の施設巡回による相談の受付（各施設年 2 回）

(3) 苦情受付担当者会議の開催（年 4 回）

各部署で受け付けた苦情を組織全体で共有し、苦情の予防、原因の分析、解決に取り組み、サービスの向上、事業改善につなげる。

4. 安全衛生委員会

職員の危険防止、健康障害の防止の基本的な対策に関する事、労働災害の原因、再発防止対策に関する事等を調査審議する。（月 1 回）

II. 重点事業

【社協全体の取り組み】

令和2年度は、第5次地域福祉活動計画等を踏まえ、以下の取り組みを重点事業として位置づけ、その推進と円滑な組織運営に取り組む。

1. 社会福祉協議会全体での取り組み

社協の全組織を挙げて、地域福祉活動計画に基づき、地域福祉の向上に向けた取り組みを行う。

(1) 第5次地域福祉活動計画の推進

第5次地域福祉活動計画では、「つながり支えあう地域をつくる」、「それぞれの生き方を支えあう」を柱とし、「一人ひとりの気づき、お互いの育ちあいを大切にする」の視点をもって地域福祉活動推進に取り組んでいく。「地域福祉協働推進員（ネリーズ）」と「地域福祉コーディネーター」の協働に加え、地域の個別の課題にいち早く気づき、何とかしたいと考え、行動する地域の「キーパーソン」とのつながりを強化し、地域課題の発見・共有・解決に努める。

(2) 社会貢献（地域公益）事業への取り組み

平成27年度から開始した区内の社会福祉法人の社会貢献事業に関する連携組織である「ねりま社会福祉法人等のネット」を令和2年度（6年目・準備期間含む）も継続的に推進する。令和2年度は、これまで練馬・光が丘・石神井・大泉の地区ごとに実施してきた社会貢献事業を踏まえ、各地区の運営体制の充実に取り組み、令和3年度以降は、各地区の自主的な運営体制に移行することを目指す。

(3) 継続した重点的な取り組み事業・運営

「受託施設・受託事業の安定した運営」、「区民本位のサービス提供と社協の知名度や好感度の向上」、「相談業務の充実と職員のスキルアップ」に引き続き重点的に取り組む。

指定管理者の4施設（白百合福祉作業所・かたくり福祉作業所・豊玉障害者地域生活支援センターきらら・石神井障害者地域生活支援センターういんぐ）は、指定管理更新2年目を迎え、安定した運営と質の高いサービス提供を行う。また、継続して「情報セキュリティ対策」の管理を着実にを行う。

(4) 外郭団体の見直し

「練馬区外郭団体見直し方針」を踏まえて、経営計画に掲げた取り組みを推進するとともに、必要な事業の見直しを行う。事業の見直しでは、地域福祉コーディネーター（生活支援コーディネーター）、生活サポートセンター相談体制の充実や成年後見制度利用促進の体制整備などを推進する一方で、利用件数が減少している在宅サービス、チャアキャブ運行事業では、令和2年度末の事業終了に向けた調整を進める。

2. 地域福祉活動計画推進に向けた取り組み

第5次地域福祉活動計画の推進にあたり、社協の各部署を越えて計画を推進する必要がある事業は、委員会や担当者会議を設置し推進を図る。

(1) 推進部会

第5次地域福祉活動計画に関わる社協内外の調整を行うとともに、取り組みの進捗状況の確認と適正な評価を行い、計画の円滑な推進を図る。

ア. 地域福祉活動計画策定・推進評価委員会の事務局運営と進捗管理

イ. 地域福祉協働推進員（ネリーズ）の意義や周知方法、進捗状況の確認

ウ. 第5次地域福祉活動計画の推進、評価

(2) 相談業務課題調整委員会

社協が効率的・包括的に相談を受け止め、解決していくために、社協における相談業務の基本を学びながら、組織内連携システムを活用し、個別のケースを通じて地域での課題解決を目指す。

- ア. 各部署の事例紹介や共有、困難ケースに対する各部署の視点を活かした事例検討
- イ. 相談解決に役立つ資源マニュアル「練馬区社協職員向け相談解決ナビ」の改訂
- ウ. 一人ひとりが相談を受け止め、解決していく力をあげるための勉強会や拡大ケース検討会の実施

(3) 広報委員会

社協の理念、事業への理解を周知・拡充するため、社協の拠点を活かした積極的な広報活動を展開する。

- ア. 各部署の地域拠点を活かした広報活動の展開
- イ. 地域住民とともにネリー（練馬区社協広報大使）の活用や社協 PR 活動の推進
- ウ. 幅広い年齢層に合わせ、ユニバーサルデザインを基本とし、社協ホームページ、広報誌、facebook 等それぞれの特徴を活かした広報媒体の活用と拡充

(4) 実習委員会

地域で活躍できる福祉の担い手としての人材を育成するために、効果的かつ円滑な体制の整備および充実を図る。

- ア. 実習生（社会福祉士、精神保健福祉士、司法修習生等）の受入れと実習効果を高めるための体制の強化
- イ. 練馬障害福祉人材育成・研修センターと連携した新任職員研修の企画・実施
- ウ. 区内の実習受け入れ担当者同士の勉強会を連絡会に発展させ、区内の実習受入れ体制の質の向上を図る。

(5) 安全対策委員会

災害発生時を想定し、練馬区の地域防災計画を踏まえ、社協が担う役割について、組織的な対応を検討していく。各部署が避難拠点運営連絡会や地域団体と連携するなど、日常的に地域とのつながりを意識しながら取り組みを進める。

- ア. 町会・自治会の訓練と社協の訓練への相互参加や防災に関する学習会の開催など、地域とのつながりを意識した取り組み
- イ. 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練、参集訓練等の実施や職員向け研修の開催、マニュアル・ミニマニュアルの整備と対応
- ウ. 各部署および各自の備品の整備と周知

(6) 財源検討委員会

計画的・安定的に財源を確保していくための方策を検討し、社協全体で財源獲得に向けた取り組みを強化していく。そのために職員の財源に対する意識の向上を図っていく。

- ア. 会費・寄付等の増加を目指した地域とつながる取り組みを行う。
- イ. 会員への感謝の集いの開催
- ウ. 職員向け情報誌「みなもと通信」の発行

(7) どんぐりの家（土支田の家）運営委員会

遺贈された一戸建て家屋が、地域のつながりづくりの拠点となるために、その活用方法や運営について土支田地域の住民と検討し地域福祉活動を推進していく。

- ア. 拠点を活用した活動の充実（サロン、こども食堂、おとな食堂、どんぐりの家祭り等）
- イ. 近隣住民・町会への広報活動
- ウ. 運営体制の整備と充実（町会や近隣の児童館、福祉関連施設との連携等）

(8) リ・スタート委員会

さまざまな理由により退職した人で、再就職に向けて生活面と就労面での支援を必要とする人を対象とし、社会生活の見直しを行い、就労等に向けた再スタートを支援する。

- ア. 対象者支援および事業運営の成果のとりまとめ
- イ. 外部アドバイザーを招いての事例検討会等を通じた支援および事業の評価
- ウ. 事業評価に基づく効果的な事業展開の提案

※平成 29 年度のプロジェクトから令和元年度の委員会で実施した内容や成果をまとめ、事業評価を行う。

(9) 苦情受付担当者会議 (再掲 P.2 参照)

(10) ねりま社会福祉法人等のネット担当者会議

区内の 4 つの地域（練馬・光が丘・石神井・大泉）において各担当者を設け、社会貢献（地域公益）事業を推進する。社協が事務局を担う 5 年間の最終年度であるため、円滑に参加法人等による自主的な運営体制に移行できるよう支援する。

【各部署の取り組み】

1. 総務係

法人運営体制の整備と更なる強化を図る。また、社協の役割と機能を住民にわかりやすく伝える広報・情報提供の充実に取り組む。

事業	内容	具体的な方策、目標
(1) 社協事業への理解と賛同者を増やす取り組み	会費・寄付・募金等自主財源の安定した確保に向けて、各財源の用途説明や事業内容の周知を図る。社協の役割と機能の理解を地域住民や各関係者・団体等に働きかけ、賛同者を増やす。また、地域の活動者と連携しながら地域や福祉への関心を高める。	①会員入会への案内・寄付活動の促進 ・寄付箱設置箇所の増加や新規入会の呼びかけなど社協全体での取り組みの強化 ・民生・児童委員、町会・自治会との連携の強化 ②募金活動および助成事業の広報と充実 ・地域活動等を通じた募金事業周知の充実 ・地域ニーズに応じた効果的な配分に向けた周知の強化
(2) 法人運営体制の強化	①法人運営体制の整備と強化を図る。 ②社会福祉法人等における社会貢献事業の取り組みを更に推進する。	①法人運営体制（経理・人事）の整備 ・適正な会計処理の実施 ・情報公開等による事業運営の透明性の向上 ・産業医・社会保険労務士の指導を基にした適切な職場環境の維持、向上 ・理事会・評議員会等の円滑な運営 ②「ねりま社会福祉法人等ネット」による社会貢献事業におけるネットワークの推進
(3) 事業全体の見直しと経営計画の推進	①経営計画を推進する。 ②在宅サービス、チェアキャブ運行事業を見直す。	①経営計画の推進 ②在宅サービス、チェアキャブ運行事業の終了に向けた調整

2. 白百合福祉作業所

就労継続支援B型事業所として利用者主体の質の高いサービス提供に努めるとともに、障害のある利用者が暮らしやすい地域を目指し、地域交流の充実を図る。

事業	内容	具体的な方策、目標
(1) 利用者支援の充実	①利用者一人ひとりが過ごしやすい環境を整備し、作業所に意欲を持って通所できるよう努める。 ②障害特性や高齢化によるニーズに対し、個別支援の充実を図る。	①意思決定ができるよう提示方法等を工夫 ・個々の理解力に合わせた視覚的な提示を推進 ・作業や行事等、利用者の意向に沿った支援 ②利用者に適した所内プログラムの提供 ・利用者の高齢化に伴う課題や特性に対応するための所内プログラムの検討・実施
(2) 地域とのつながりを深める	誰もが豊かに生活していける地域を目指して「ともに生きるまちづくり活動」に取り組む。 ①利用者が地域での多様な活動に参加する。 ②福祉に関心を持つ人を増やすための福祉教育への協力や障害理解につながる講座等を行う。	①利用者地域活動の充実 ・「白百合見守りウォーキング」「駅前清掃活動」の継続実施 ・白百合マルシェの定期的開催による施設周知の促進 ②障害理解や施設周知のための事業の実施 ・白百合まつりでの集客の工夫と施設公開での地域講座の実施 ・「夏休み体験教室」や「さをり教室」の充実

(3) 災害に対応した準備	災害発生時のさまざまな状況を想定し、準備や訓練を行う。	①災害に備え BCP 訓練や参集訓練等を実施 ②利用者や家族に災害時の行動についての知識が持てるような講座の開催や情報を提供
---------------	-----------------------------	---

3. かたくり福祉作業所

多機能型施設の特性を活かした連携を図るとともに、利用者一人ひとりの尊厳を大切にされた支援の充実と家族・関係者・地域とのつながりを深める。

事業	内容	具体的な方策、目標
(1) 利用者支援の充実	利用者の主体性、個別性を活かした支援の充実を図る。利用者が作業、生活の双方において自信や喜びを感じ意欲が高まる支援を行うとともに、利用者の高齢化、重度化を見据えた職員の知識の習得等スキルアップを図る。	①利用者の高齢化、重度化に伴う医療機関や他施設、他機関との連携強化 ②利用者の描くイラストや利用者が作る作品「KATAKURI ART」の拡充と地域への発信 ③利用者自身が考え実践したボランティア活動等を報告し、皆で共有して讃えあう「いいね♪活動」の実施 ④職員一人ひとりが課題意識とテーマを持ち、研修や現場実習に参加し習得したことを皆で学びあう「かたくり・研修発表会」の実施
(2) 地域とのつながりを深める	利用者が地域の一員としてさまざまな活動に取り組む。また、地域住民や町会、学校等での交流を深め、誰もが安心して暮らせる地域づくりをとともに行う。 ①地域での交流を深める。 ②地域で気づきあい、育ちあう。	①地域交流の充実 ・近隣農家と連携し、利用者の作業の広がりや工賃向上、農家の労働力不足の解消等、相互にメリットをもたらす「農福連携」の推進 ・地域講座等を通じ、地域住民や近隣学校との交流 ・施設公開・販売会（かたくりマーケット等）における近隣事業所との連携 ・防災活動等への参画や児童・生徒の緊急避難所としての見守り活動 ②地域での気づきあい、育ちあい ・ボランティア、実習生等の積極的な受け入れと協働 ・利用者が主体となり通所経路や作業所の近隣で活動を行う「かたくり・ボランティアクラブ」の実施
(3) 多機能型施設の特長を活かした支援の充実	令和2年9月から新たに就労定着支援事業を開始し、利用者が安心して就労を継続できるよう支援する。また多機能型施設として、就労継続支援 B 型と就労移行支援事業の連携を強化し、個々のニーズに合った支援体制の充実を図る。	①利用者が安心して働き続けることができる就労定着支援事業の実施 ②「はたらくこと」の意識を高めるための就労移行体験や生活支援プログラム等の合同実施 ③将来の可能性を広げ、ステップアップへとつなげる就労継続支援 B 型利用者による就労移行実習プログラムの実践

4. ボランティア・地域福祉推進センター

住民の主体的な課題解決に向けて、地域の人材を発掘・育成・支援し、地域の仕組みづくりやネットワークの構築を図る。また、災害時の「災害ボランティアセンター」運営に向け、関係機関・住民

との日常的な連携を強化する。

事業	内容	具体的な方策、目標
(1) 地域の課題を住民が主体的に解決できる地域づくり	センター・コーナー等の各拠点において地域福祉コーディネーターとして小地域福祉活動を推進し、住民が主体的に地域課題を発見・共有し、解決できるよう取り組む。	①練馬・光が丘・大泉・関町・土支田などエリアごとの拠点を中心に住民等と顔の見える関係をつくりながら地域課題への取り組みや関係機関との連携を展開 ②相談業務を通じて得た地域課題について、懇談会や関係者連絡会等、地域の関係者が集まる場を設定し、地域の「キーパーソン」、地域福祉協働推進員（ネリーズ）とともに地域づくりを推進 ③各地区の民生児童委員協議会に出席するなど民生・児童委員と日ごろからの連携を充実
(2) 災害時に備えた取り組み	①「災害ボランティアセンター」を円滑に運営できるよう準備し、機能と役割を周知するとともに日ごろのつながりを強める。 ②災害時の備えとして住民が日ごろから考える機会を設け、防災に関する意識の向上を図る。	①「災害ボランティアセンター」の運営に備え、町会・自治会や当事者団体、避難拠点運営連絡会、行政等と日常的に連携し訓練を実施 ・災害ボランティアコーディネーター入門講座の開催と参加者との日常的、継続的なつながりづくり ②地域住民に向けた防災に関する講演会の開催
(3) 地域の人材の発掘と育成	地域福祉推進のために地域の中でさまざまな役割を担い、活動する地域住民の発掘・育成・支援に取り組む。	①活動のきっかけとなるボランティア講座、「地域福祉活動実践報告会（仮称）」等を開催し、参加者が地域活動につながるよう継続的に支援 ②生活支援コーディネーターが行う生活支援体制整備事業等の区の事業への参画、協力、アドバイス等 ・各拠点を活かしたシニア向けボランティア講座の開催 ・制度や分野を越えたネットワークづくり

5. 権利擁護センター ほっとサポートねりま

住民が安心して地域生活を送れるよう、支援を必要とする高齢者や障害のある人の意思決定や地域生活を支援していくとともに、成年後見制度を必要とする人が円滑に利用できるよう支援や体制の強化を図る。

事業	内容	具体的な方策、目標
(1) 福祉サービス利用援助事業等の充実	個別ケースへの取り組みや支援の実践を通して地域とつながり、生活支援員や関係機関と連携して地域の権利擁護の意識を高めるとともに、ニーズの発掘と地域課題の解決に向けた取り組みを行う。	①課題発見から解決までの取り組みを進めるため、地域包括支援センターや地域生活支援センター等の関係機関との連携強化 ②支援が必要な住民が事業や制度等につながるよう、民生・児童委員や地域の活動団体、近隣住民に周知普及し連携を強化
(2) 成年後見制度の利用推進	必要な人が制度の利用につながり、円滑に利用できるよう成年	①成年後見制度に関する区民向け講演会の開催

と支援機能の強化	後見制度の利用推進に向けて、地域連携ネットワークの強化を図る。また、国の成年後見制度利用促進基本計画に位置づけられた練馬区における中核機関として横断的な相談機能を強化するとともに、親族後見人が安心して後見業務を行えるよう、支援体制の充実を図る。また、新たに社協として法人後見の受任を開始する。	②権利擁護の地域連携ネットワークの更なる充実を目指し、「ねりま成年後見ネットワーク連絡会」やNPO等の関係機関との機能強化 ③適切な支援や制度につなげるため、圏域を定めた検討支援会議を開催 ④親族後見人に向けた情報紙「ねりま後見人ネットだより」を発行するとともに、講演会等を開催 ⑤法人後見の受任
(3) 市民後見人（社会貢献型後見人）の周知および養成・支援	①関係機関に向けて市民後見人の受任要件を周知するなど意義と活動についての周知普及を強化する。 ②市民後見人の受任件数を増やすとともに、法人後見監督の仕組みと機能の充実を図る。	①関係機関や専門職と受任についての調整を図り、市民後見人の受任促進に向けた連携の強化 ②住民による支え手の育成と養成研修プログラム等の充実 ③市民後見人登録メンバーと協働し、区民向け公募説明会の開催と積極的な周知

6. 生活サポートセンター

複合的な課題を抱えた住民が課題解決を図れるように相談支援の充実とネットワークを構築しながら地域で支える仕組みづくりに取り組む。また、区の要請に応じて相談窓口を練馬区役所に移転する。

事業	内容	具体的な方策、目標
(1) 相談支援の充実	多様な相談に対応できるよう職員の専門性を高めるための取り組みを行う。また、部署全体で相談を受け止め、課題解決に取り組む体制の機能強化を図る。	①社会保障制度改正や労働問題など、生活困窮者に関連する研修を他部署にも呼びかけ企画・実施 ②多重債務や滞納、労働問題等に関する弁護士相談会の定期的な実施 ③会議等を利用した部署内で支援内容を確認し検証する体制の強化
(2) 住民と協働し支援する仕組みづくりの推進	社会的孤立や貧困など、生活圏域で課題の早期発見や見守りなど、住民や地域団体と専門職が協働して支援するための仕組みづくりを行う。	①民生児童委員協議会等、地域の関係団体を対象とした勉強会等の企画・実施を通じた事業周知と連携強化 ②地域団体や他部署と協働し、生きづらさを抱える方の社会参加や居場所作りに向けた取り組みの検討・実施 ③社会福祉法人等のネットワークを活用した多様な働き方を支援する仕組みづくりの推進
(3) 連携支援の強化	関係機関との情報交換や事業周知、個別支援の協働により連携を強化し、既存制度の機能・効果の向上を図る。	①福祉事務所や収納課等、行政窓口との情報交換の定期的な実施 ②不動産業者や居住支援法人等、民間事業者との情報交換やケースを通じた連携強化 ③プラン内容を検証する「支援調整会議」や

		ケースカンファレンス等、個別支援の協働を通じた連携強化
--	--	-----------------------------

7. 豊玉障害者地域生活支援センター きらら

「相談支援事業所（指定特定・指定一般）」「地域活動支援センターⅠ型」における質の高いサービスを提供する事業所を目指すとともに、基幹相談支援センターとしての役割を担い機能の充実を図る。

事業	内容	具体的な方策、目標
(1) 相談支援および利用者支援の充実	<p>基幹相談支援センターとして、地域の相談支援事業所と連携し、相談支援の中核的な役割を担うとともに、利用者支援の充実を図る。</p> <p>①地域の相談支援事業所や事業所等と連携し、相談支援の質の向上や利用者支援の充実を図る。</p> <p>②区内の関係機関等との連携を深め、障害のある人が地域で暮らし続けるための必要な支援体制の構築と具体的な取り組みの検討を行う。</p> <p>③利用者の主体性が発揮できるようにプログラム等の企画・実施を支援する。また、ピア（仲間）が自らの経験を活かし、地域で活発に活動できるよう支援する。</p>	<p>①練馬東地区相談支援従事者会の開催と充実（年3回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター利用者ならびにサービス等利用計画利用者の個別支援の充実 <p>②障害者地域自立支援協議会専門部会を当事者や関係機関等と連携して開催（年3回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院等から地域生活への移行の関係機関連携強化のための「地域移行ネットワーク会議」の開催（年3回） <p>③行事・プログラムの企画から実施、振り返り等の主体的活動への継続支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピアサポーターの活動支援、交流の推進、講師派遣等ピア活動の充実
(2) つながり支えあう地域づくり	<p>①誰もが暮らしやすい地域になるように、利用者とともに地域交流や地域貢献活動に参画する。</p> <p>②障害の理解や誰もが参加できる地域活動の推進を図るためのプログラム等を実施する。</p>	<p>①商店会主催のイベントや街清掃、会議等の参画</p> <p>②SST（ソーシャルスキルズトレーニング）を活用した講座（誰でも参加できる SST 等）の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受け入れ体制の整備、活躍の場の充実
(3) 指定管理者としての着実な施設運営	<p>指定管理再受託 2 年目として施設運営の充実を図る。</p>	<p>①「オープンきらら～ひらく、つなげる、ひろげる～」の企画の充実</p> <p>②「障害者の就労に向けた総合的な支援の充実」を図るための練馬区障害者就労支援センター、石神井障害者地域生活支援センターういんぐ、社協内各部署、リ・スタート委員会等との連携支援の充実</p>

8. 石神井障害者地域生活支援センター ういんぐ

「相談支援事業所（指定特定・指定一般）」「地域活動支援センターⅠ型」における質の高いサービスを提供する事業所を目指すとともに、基幹相談支援センターとしての役割を担い機能の充実を図る。

事業	内容	具体的な方策、目標
(1) 相談支援および利用者支援の充実	<p>基幹相談支援センターとして、地域の相談支援事業所と連携し、相談支援の中核的な役割を担うとともに、利用者支援の充実を図る。</p> <p>①地域の相談支援事業所と連携を図りながら、相談支援の質の向上や利用者支援の充実を図る。</p> <p>②区内の関係機関等との連携を深め、障害のある人が地域で暮らし続けるために必要な支援体制の構築と具体的な取り組みの検討を行う。</p> <p>③利用者が主体的にプログラム等を企画できるよう支援する。また、ピア（仲間）が自らの経験や生活の工夫を発信し地域で活動できるよう支援する。</p>	<p>①練馬西地区相談支援従事者会の開催と充実（年3回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター利用者ならびにサービス等利用計画利用者の個別支援の充実 <p>②障害者地域自立支援協議会専門部会を当事者や関係機関等と連携して開催（年3回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院等から地域生活への移行の関係機関連携強化のための「地域移行ネットワーク会議」の開催（年3回） <p>③行事やプログラムの企画、実施等主体的な活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピアサポーターの活動支援、交流の推進、講師派遣等ピア活動の充実
(2) つながり支援あう地域づくり	<p>①地域交流や地域貢献活動に参加し、利用者が地域とのつながりを深めながら、見えあいの関係を築いていけるようにする。</p> <p>②当事者ととも地域との交流や障害理解の促進に向けたイベントや研修等の実施および充実を図る。</p>	<p>①地域清掃や見守り活動、花壇の整備等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・実習生の積極的な受入れと協働 <p>②精神保健福祉講座、精神保健福祉ボランティア講座の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の地縁団体、関係機関に出向き、事業周知や障害理解につながる勉強会等の実施
(3) 指定管理者としての着実な施設運営	<p>指定管理再受託2年目として施設運営の充実を図る。</p>	<p>①社会福祉法人等のネットワークや関係機関、地域の団体等と連携した「介護者のつどい」の実施</p> <p>②「障害者の就労に向けた総合的な支援の充実」を図るための練馬区障害者就労支援センター、豊玉障害者地域生活支援センターきらら、社協内各部署、リ・スタート委員会等との連携支援の充実</p>

9. 練馬障害福祉人材育成・研修センター

学習支援事業の着実な実施と連携支援事業を継続し、区内事業所のサービス水準の向上と住民の障害理解を深めることを目指す。また、社協職員の資質向上に向け研修を実施する。

事業	内容	具体的な方策、目標
(1) 学習支援事業の着実な実	<p>①従事者がより目的に沿った研修を受講し、スキルアップがで</p>	<p>①「目指すべき人物像」に沿った研修体系、カリキュラムで基礎研修、階層別研修、啓</p>

施と充実	<p>きるようにする。また、さまざまな障害のある人が受講しやすい環境を整えていく。</p> <p>②事業所がより研修に参加しやすい環境整備や障害理解の裾野を広げる取り組みをすすめる。</p> <p>③オープン研修や啓発研修を通じて地域住民が障害の理解を深められるよう努める。</p>	<p>発研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修参加をきっかけに、事業所同士がつながりをつくる機会を提供 ・わかりやすい研修広報の工夫と情報支援の検討 <p>②事業所へ出向いての研修や伝達研修の実施</p> <p>③事業所従事者を対象とした基礎研修のうち、複数回をオープン研修として一般区民も受講できるよう実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発研修「マイフレンド講座」の会場を地域にある障害福祉施設での設定や当事者との交流を交えるなど、内容や開催方法を工夫
(2) 連携支援事業の充実	<p>①地域の事業所同士が課題の共有や連携を図れるよう地域密着型連携支援事業における情報交換会を開催し充実を図る。</p> <p>②区内事業所の中堅職員同士の連携に努める。</p>	<p>①既存の地区エリアでの情報交換会の充実と勉強会等の開催および新たな地域の検討</p> <p>②区内事業所の中堅職員が連携を図れるよう連絡会等の検討、開催</p>
(3) 職員研修の充実	<p>社協職員の資質向上に向けた内部研修の充実を図る。</p>	<p>実習委員会と連携を図りながら新任職員向け研修の開催と管理職、中堅職員向け、テーマ別研修および部署別研修の企画、実施</p>

10. 練馬区障害者就労支援センター レインボーワーク

障害のある人の就労機会を増やし、安心して働き続けられるように、就労やそれに伴う生活に関する相談・助言・情報提供等を行う。また、障害のある人の雇用を検討している企業からの相談等を実施する。

事業	内容	具体的な方策、目標
(1) 障害者就労支援と生活支援の強化	<p>制度の変化や多様な障害、働き方に対応できるよう就労面・生活面を総合的に支援する体制づくりに取り組む。</p>	<p>①制度や支援ニーズの変化への対応、多様な障害への支援力を強化するための研修参加やケース検討会の実施</p> <p>②就労支援事業所や多様な障害に対応する各専門機関、障害者地域生活支援センター等との連携の強化</p> <p>③地域での余暇支援や必要な福祉サービス等を活用した生活のコーディネートの実施と生活支援機関の活用促進</p>
(2) 区内企業における障害者雇用の推進	<p>企業等が障害のある人を雇用しやすくなるよう障害者雇用に関する情報提供や相談を積極的に行い、練馬区内企業等における障害者雇用の促進を図る。</p>	<p>①企業・事業所向け障害者雇用支援セミナーや障害者雇用支援月間講演会等の開催</p> <p>②協働ネットワークによる障害者雇用促進に関する協定に基づいた行政、企業との三者協働の事業の実施</p>
(3) 区内就労支援事業所等への支援	<p>区内障害者支援施設と連携し、福祉的就労から一般就労への移行や事業所利用者の工賃向上を目指す。</p>	<p>①障害者就労支援ネットワーク会議の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所と協働した分科会の開催 ・職場定着支援における関係機関との効果

	指す。	的・効率的な連携システムの強化 ②共同受注窓口業務の充実 ・既存作業における事業所主体の受注体制の整備 ・新規受注作業獲得に向けた区内事業所への調査および情報共有
--	-----	--

Ⅲ. 各課・各部署の事業計画

【経営管理課】

社協の法人運営機能の充実や指定管理者である「白百合福祉作業所（就労継続支援B型）」と「かたくり福祉作業所（就労継続支援B型と就労移行支援）」の安定的な運営を目指した事業に取り組む。

【総務係】

組織運営が円滑にできるように法人運営全般の業務を行う。また、地域のさまざまな情報や福祉サービスについて、住民が安心して相談できる窓口を目指すとともに、各事業に取り組む。

1. 法人運営

- (1) 定款・規程の定期的な見直し
- (2) 労務環境の整備
- (3) 適切な経理事務を進めるための仕組みの整備
- (4) 法人運営の充実

円滑な法人運営の実現に向けた取り組みを図る。

- (5) 特定個人情報および個人情報保護

特定個人情報および個人情報を保護するための適切な管理体制に努め、制定した規程および細則の適切な運用に向けての取り組みを図る。また、定期的な研修・管理体制のチェックを実施し、職員の意識啓発に努める。

2. 情報提供の充実と広報活動の推進

幅広い年齢層に社協の認知度を高め、地域福祉活動に対する理解と参加が得られるよう以下の事業を取りまとめる。

- (1) 広報誌『社協だより』の発行

年3回〔7月、11月、3月〕発行

A4判8ページ 26,000部（2回） タブロイド版4ページ 210,000部（新聞折込／年1回）

- (2) ねりま区報、区内新聞・情報誌、メディア等への積極的な広報活動
- (3) 地域のイベント等への積極的な参加（練馬まつり、練馬こぶしハーフマラソン、地区祭等）
- (4) 社協キャラクター「ネリー」を活用した積極的な広報活動
- (5) 社協ホームページ・Facebook を随時更新し、さまざまな情報の提供発信

3. 連絡調整・相談事業

- (1) 連絡調整事業

- ア. 総合的な窓口として寄せられた相談に対応するための各部署・関係機関への連絡調整
- イ. 関係機関、施設団体、住民等との各種連絡会議・懇談会等への参加および実施
- ウ. 民生児童委員協議会（20地区各10回/年、正副会長会10回/年）への情報提供

- (2) 職員派遣

関係機関、団体、学校等へ成年後見制度やボランティア活動等、社協職員の知識や技術等の専門性を活かした講師派遣について受付、調整を行う。

- (3) 相談力の向上

寄せられた相談に、より円滑に適切な対応を行うため、積極的に研修や会議等に参加し、社会資源情報の収集を行い、ケース検討等で相談力の向上を図る。

4. 自主財源の確保・活用

- (1) 自主財源を高めるための取り組み

- ア. 講師としての職員派遣（目標 900 千円）
- イ. 実習生等、社会福祉を学ぶ学生の積極的な受入れ（目標 1,240 千円）
- ウ. 広告掲載（社協だより・ホームページ等）やキャラクターグッズの周知（目標 760 千円）
- エ. 他区市町村社協が行っている収益事業等についての情報収集

5. 募金活動

（1）赤い羽根共同募金

町会連合会・民生児童委員協議会・社協の三者で東京都共同募金会練馬地区協力会を構成し、東京都共同募金会の諸計画に基づいて募金活動（各戸募金・街頭募金・募金箱設置）を行う。受領した寄付金は、都内の民間社会福祉施設・NPO 支援事業等に配分される。練馬地域への配分に関しては、さまざまな立場の住民によって構成される「東京都共同募金会練馬地区配分推せん委員会」で練馬区の地域特性を踏まえて検討し、東京都共同募金会に推せんする。

なお、募金額の向上を目指して、寄付付き商品の製作や取り組み方法について検討する。

- ア. 実施時期 10月～12月
- イ. 目標額 10,000 千円

（2）歳末たすけあい運動募金

町会連合会・民生児童委員協議会・社協の三者が実施主体となり、地域での募金活動を行う。受領した寄付金は、配分計画に基づき、当年度または翌年度に練馬区内において活用される。配分計画や募金活動の内容は、さまざまな立場の住民によって構成される「ねりま歳末たすけあい運動推進委員会」において、練馬区の地域特性を踏まえて検討し決定する。

なお、募金額の向上に向けた取り組み方法について検討する。

- ア. 実施時期 12月
- イ. 目標額 15,000 千円

（3）小学校入学祝い品贈呈事業

歳末たすけあい運動募金を財源として、福祉ニーズを持つ世帯の小学校新入学児童を対象に入学祝い品（ランドセル）の贈呈を行う。

（4）義援金

国内で災害が発生した際に、募金箱を設置するなど義援金を募り被災地へ送金する。

6. 地域福祉事業

（1）助成・団体支援事業

地域の民間福祉施設・団体が行うさまざまな活動を積極的に支援するため、以下の事業を行う。また、助成金配分会を地域で行い、その地域の団体同士の交流を図る。

ア. 助成事業

（ア）赤い羽根配分助成事業〔赤い羽根運動募金地域配分（B配分：練馬区内への配分）〕

申請のあった区内の民間福祉施設・団体に対して、「練馬地区配分推せん委員会」で事業内容を審査し、東京都共同募金会に推せんする。

- a. 配分推せん額総額 2,610 千円 ※令和元年度申請、令和2年度使用分
- b. 推せん施設・団体数 17 事業

（イ）歳末たすけあい配分助成事業〔歳末たすけあい運動募金地域福祉活動費活用事業〕

区内を中心に活動する地域福祉団体・民間施設に対して、「ねりま歳末たすけあい運動推進委員会」で事業内容を審議し、事業費の一部を助成する。

- a. 助成予算総額 3,420 千円 ※令和2年3月審査、令和2年度使用見込上限額
- b. 助成事業予定数 28 事業

イ. 民間財団・基金助成事業への推薦

民間福祉施設・団体が各種財団・基金助成金を申請するに際し、必要となる社協の推薦意見

書を作成し、当該施設・団体の事業運営のための財源確保を支援する。また、これらの助成事業についてボランティア・地域福祉推進センターと情報共有しながらホームページ等で情報提供を行う。

ウ. 民間福祉施設・団体への名義使用承認

民間福祉施設・団体が行うイベントに対し、社協が名義等使用承認をすることにより、施設・団体の活動を支援する。

(2) チェアキャブ運行事業〔練馬区補助事業〕

ア. 道路運送法の福祉有償運送登録制度に基づき、高齢および障害等のため、常時車いすを使用する区民に対して、外出および社会参加を促進するため、月・火・土・日・祝日を除いた水曜日～金曜日の間、福祉車両を運行する。

イ. 国土交通省認定講習機関として、「練馬区社会福祉協議会 福祉有償運送運転者講習会」を練馬区と共催にて実施し、福祉有償運送に関わる運転手の育成に取り組む。(年1回実施)

ウ. 福祉有償運送登録団体の増加などにより、利用件数が減少していることを踏まえ、令和2年度末の事業終了に向けた調整を進める。

(3) 在宅サービス事業〔練馬区補助事業〕

ア. 介護保険等の公的サービスに該当しない低所得世帯を対象に、協力員が家事援助あるいは介護援助サービスを提供する。また、低所得世帯に限らず、ケガや産前産後により一時的に援助が必要な方へのサービスの提供も行う。

イ. 区民を対象に快適な在宅生活のための講座や協力員対象の研修等を実施する。

ウ. 社協と協力員・利用者をつなぐ情報誌「すまいる通信」を発行する。

エ. 他団体の類似サービスの充実などにより、利用件数が減少していることを踏まえ、令和2年度末の事業終了に向けた調整を進める。

7. 各種資金の貸付等

(1) 生活福祉資金貸付事業〔東京都社会福祉協議会からの受託事業〕

低所得者世帯・障害者世帯・療養や介護を要する高齢者世帯に対し、民生・児童委員の調査、協力を得て貸付を行う。相談内容によっては生活サポートセンターと連携して相談支援を行う。

ア. 資金種類 教育支援資金・福祉資金・緊急小口資金等

(2) 総合支援資金〔東京都社会福祉協議会からの受託事業〕

失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯を対象に生活の建て直しのための継続的な相談支援(就労・家計等)を生活サポートセンターと連携して行うとともに、生活費および一時的な資金を必要とする世帯に対して貸付を行う。

ア. 資金種類 住宅入居費・一時生活再建費・生活支援費

(3) 臨時特例つなぎ資金〔東京都社会福祉協議会からの受託事業〕

国の緊急経済対策の一環として住居喪失の離職者のうち、公的給付制度または、公的貸付制度の申請が受理されており、かつ当該給付等までの生活困窮者に対して貸付を行う。

(4) 不動産担保型生活資金〔東京都社会福祉協議会からの受託事業〕

自己所有の家に将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産(土地・建物)を担保として生活資金の貸付を行う。

(5) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金〔東京都社会福祉協議会からの受託事業〕

自宅を所有する要保護状態の高齢者世帯に対し、担当する福祉事務所のワーカーと連携しながら自宅を担保に生活資金の貸付を行う。

(6) 受験生チャレンジ支援貸付事業〔練馬区からの受託事業〕

一定の所得以下の世帯の子どもが安心して学ぶことができるよう、中学3年生、高校3年生、または、それに準ずるものを対象とした学習塾の費用や高校・大学受験料の貸付を行う。

(7) 私立高等学校等入学資金貸付事業〔練馬区補助事業〕

生活保護世帯あるいはこれに準ずる低所得世帯を対象として、私立高等学校等の入学に際し、他の同種の公的資金を借り受けてもなお資金が不足する場合に貸し付けた入学金等の償還事務を行う。(平成26年3月末で貸付は終了)

(8) 長尾修学育英資金貸付事業

低所得世帯を対象として、大学・短期大学入学に際して貸し付けた入学金等の償還事務を行う。(平成18年3月末で貸付は終了)

(9) 法外援護緊急たすけあい事業

ア. 小口資金貸付

災害や臨時の出費による一時的な生活困窮者に対し5万円を限度とし貸付を行う。

イ. 資金の交付〔各総合福祉事務所へ事務を委託〕

住所不定者等に当座の食費、友人知人宅および救護施設等に赴く交通費等を支給する。

ウ. 一時立替金貸付〔各総合福祉事務所へ事務を委託〕

やむを得ない事情により、当座の生活に支障をきたす生活保護世帯等に一時立替を行う。

(10) 社会復帰支援制度

保護観察の対象者に対し、社会復帰をするうえで必要となる資金の貸付を行う。保護司に対し保護司会で周知方法を検討する。

(11) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業〔東京都社会福祉協議会からの受託事業〕

東京都および東京都内区市が実施する「母子家庭高等職業訓練促進給付金」および「父子家庭高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親を対象に、入学準備金・就職準備金の貸付を行う。

(12) 債権管理の強化

償還困難者や滞納者に対し、訪問や適切な相談援助をすすめるとともに、債権管理を強化する。

(13) 総合福祉事務所主催の連絡調整会議への積極的参加

相互の情報提供・連絡調整を図るため、積極的に参加し連携に努める。

【白百合福祉作業所】

事業種別：就労継続支援B型事業

主に知的障害のある人を対象に、自立と社会経済活動への参加を促進するために働く場を提供し、作業および生活の支援を行い、障害者福祉の増進を図ることを目的として各種事業に取り組む。

1. 利用者支援

(1) 作業支援（福祉的就労支援）

明るく快適な作業環境を提供し、作業を通して働くことの喜びや充実を感じるにより、社会参加と自立を支援する。

ア. 個別支援の充実

一人ひとりの目標や個別支援計画をもとに、意欲や自信につながるよう柔軟に支援する。毎月の個別支援会議においても、個別の支援の充実に向け検討する。

イ. 週末ミーティング

自主生産品の売上げ、受注作業の単価・進捗状況等を利用者ととともに話し合う。働くことの喜びや達成感を得ることで、意欲や自信につなげる。

ウ. 工賃の支給

3ヶ月ごとに会議を開催し、一人ひとりの作業の取り組み状況を確認する。また、利用者との面談にて取り組み状況を確認し、支給する。

エ. 作業開拓、工賃の増額

(ア) 作業を安定して提供するために、作業開拓を積極的に行うことや共同受注の情報を活用し、工賃のアップへつなげていく。

(イ) 一人ひとりにあった作業提供の工夫や細やかな作業支援を行い、利用者が主体的に作業に取り組める環境を整える。

オ. 作業内容

(ア) 受注作業…紙器製作、宅配寿司箸セット、割箸入れ、チラシ折り作業、封入作業 等

(イ) 所外作業…古紙アルミ缶回収、清掃作業 等

(ウ) 自主生産…さをり織り、手すきはがき・カード、オリジナルバッジ 等

(エ) 委託販売…梅干し

カ. 自主製品の開発・開拓

(ア) 自主製品の販売機会として、店舗ワゴンを利用した「しらゆりマルシェ」を開催する。

(イ) 自主製品の商品開発、販路拡大に努め、情報収集・研究を行う。

(2) 就労支援

ア. 利用者の希望や適性に応じ、関係機関と連携しながら就労支援を行う。

イ. 働くことに関して学び、考える機会として、「グッドワーク講座」等を実施し、意欲を高められるよう支援する。

(3) 生活支援

ア. 行事

以下の各行事を通して体験や活動を広げ、資源の活用を学ぶとともに、地域の中で交流を楽しむ。

福祉音楽祭 in ねりま (4月)	グループ活動 (4~6月)
合同運動会 (6月)	宿泊体験 (9月)
白百合まつり (10月)	社会見学「しらゆり探検隊」 (11月)
障害者フェスティバル (12月)	新年顔合わせ会 (1月)
グループ外食 (年数回)	施設公開「来て、見て、白百合」 (年3回)
ユニバーサルスポーツフェスティバル (未定)	

イ. クラブ活動（月 2 回）

グループごとに希望を募り音楽、スポーツ、創作等の活動を行い、余暇の充実を図る。

ウ. 手話ダンス（月 1 回）

ボランティアと共に手話をしながら歌と踊りを行う。

エ. みんなの会（年 4 回）

利用者が主体となり日常の中の共通するテーマについて話し合いを行う。

オ. はなまる講座（生活講座）（年 4 回）

社会生活に必要な情報や利用者の知りたいことを学び、より豊かな生活を目指す。

カ. しらゆり安全委員会

利用者・ボランティアが施設内外の安全保持活動に関わり、安全点検や利用者の視点で提案を行う。

キ. 役割活動

利用者が日直、ストレッチ体操、掃除当番等の所内の役割に主体的に関わる機会を設け、役割を担い果たすことの大切さを身につける。

ク. 情報提供・話し合い

利用者に家族会の内容や行事等の説明をしたり、話し合いを行うことで、利用者の意見を反映させる。また、地域生活に必要な情報を提供していく。

ケ. 利用者余暇支援・利用時間の延長

みんなのつどい（休日余暇支援事業）の開催と施設利用時間の延長を家族の所用・急用等の事情にあわせて実施する。

コ. みどりのカーテン

利用者と共に水やりや土の手入れ等の活動を行う。

（4）健康管理・給食・保健衛生

ア. 健康管理・健康活動・保健衛生

定期健康診断・各種検診を実施し、必要な相談や支援を行う。また利用者・家族に対し、健康維持・改善のための情報提供を行うとともに、ラジオ・ストレッチ体操等の健康活動に取り組むとともに、手洗い・うがい・消毒等、衛生管理に努める。

イ. 給食

利用者に給食提供を行う。毎月、給食会議を開催し問題点や改善点を確認するとともに、利用者の誕生日給食やリクエストを献立に取り入れるなどの工夫をして、満足度の高い給食提供を行う。

2. 地域活動（ともに生きるまちづくり）

（1）「ともに活動する」

ア. 地域貢献活動

（ア）しらゆり見守りウォーキング…近隣小学生の通学見守りをはじめ、公園や近所等の清掃活動を兼ねたウォーキングにより顔見知りを広げると同時に、安全・安心・暮らしやすい地域を目指した社会貢献活動に取り組む。

（イ）駅前清掃活動…町会や地域団体と連携し、石神井公園駅周辺の清掃活動に参加する。

（ウ）クリーンウォークキャンペーン…地域団体とともに環境改善活動に参加する。

（エ）リサイクル事業…地域の団地や地域の住民の協力を得て古紙・アルミ缶の回収等を行う。

（オ）わくわくマーケット…地域における子育て世代の交流機会として、子ども用品の物々交換会を開催する。

イ. 地域交流事業の推進

（ア）イベント開催…白百合まつりや施設公開を実施し、障害の理解や交流を深める。

（イ）さをり織りの作業を活かして、地域の方々向けに手織り教室「さをり時間」を開催する。

また、さをり織りを通して広く地域の方々と交流ができるよう地域の社会資源と連携をし、「移動さをり教室」の開催を検討する。

(ウ) 地域イベント参加…パークロード石神井の主催のイベント（灯籠流しの夕べ・チルコロ石神井つどいの市）等に参加し、作業所の周知や自主製品の販売を行う。

(エ) 近隣の学校等との交流…体験学習の受け入れ等を行い、お互いの理解と交流を深める。

(オ) グループ外食の実施…年数回、地元の飲食店を利用し外食を楽しむ。

ウ. 地域とつくる災害対策

(ア) 「こんにちは！しらゆりです」運動…古紙・アルミ缶回収等にご協力いただいている地域の方々を対象に玄関先で挨拶を交わすことや「ありがとう」カードをポストに入れることで関係を構築する。ゆるやかな見守りの役割を担う。

(イ) 防災訓練…日ごろから地域住民・町会等との関係づくりに努め、近隣町会の防災訓練に参加し、互いに防災への意識を高められる取り組みを行う。

(2) 「ともに学ぶ」

ア. 地域学習会

(ア) 地域の方々を対象に、相互の理解と交流を目的とした学習会を開催する。利用者が講師の役割を担うことで、学習会の充実と啓発活動に広げていく。

(イ) 練馬区や社協各部署とも連携し、障害理解を深めるためのさまざまな講座や研修に利用者主体で参加する。

イ. 夏休み体験教室

夏休みを利用し、小学生を対象に自主製品の作業体験を行うことで、福祉施設、障害への理解を深める。親子参加により子どもから大人までの施設理解へとつなげる。

ウ. 体験ボランティアの受入れ

高校生・専門学校生・大学生・社会人等を対象に短期のボランティアを受け入れる。福祉の現場に接する機会を提供し、福祉人材の発掘、育成へとつなげる。

エ. 学び舎（まなびや）しらゆり

学校における福祉課題や自身のキャリアアップ等、さまざまな目的の見学や体験を積極的に受け入れる。受入れにあたっては、実習生自らの趣味や得意とすることなどについても話を聞く時間を設け、利用者と職員、実習生双方で気づき学びあえる場とする。また、白百合で活動しているボランティアにも同様の企画を提案、実施していく。

オ. 実習生の受入れ

(ア) 福祉実習…大学、専門学校の社会福祉士、保育士等の資格取得のための実習生を受け入れる。

(イ) 体験学習…福祉学習の一環として、小学生・中学生・高校生の体験学習を受け入れる。

(ウ) 入所実習…特別支援学校の生徒等、入所希望者の進路支援に協力し実習生を受け入れる。

(エ) 実習前見学、体験…特別支援学校中等部生徒や高等部1、2年生、その保護者を対象に、入所実習前の見学や体験を受け入れる。

(3) 「ともに活かしあう」

ア. 地域の方々の受入れ

積極的にボランティアを受け入れ、継続して活動できる体制を充実させる。作業所が地域の方々にとって新たな出会いやつながりの場となることができるよう地域に広げていく。

イ. ボランティアとの協働

さまざまな事業や行事等においてボランティアの参加機会を増やし、感想や気づきをボランティアの声として聞き取り、事業運営に活かしていく。

ウ. ボランティア感謝ウィーク

ボランティアに感謝を伝える「ボランティア感謝ウィーク」を利用者主体で実施する。

3. 施設運営

(1) 運営協議会の開催

サービス向上、施設運営の改善等を目的として会議を開催する。(年2回)

(2) 家族との連携

ア. 定期的に家族会を開催するとともに、個別面談・グループ懇談会等を実施する。

イ. 福祉サービスの情報提供や施設見学を企画し、必要な時に利用につながるよう案内する。

(3) 危機管理・安全対策

ア. しらゆり安全委員会

利用者が職員とともに施設内外の安全保持活動を定期的に開催し、利用者の視点で主体的に安全や安心について提案する機会を持つ。

イ. 安全対策

定期的に所内の安全点検を行うとともに、作業室の整理整頓を徹底して行う。

ウ. 災害訓練

BCP(事業継続計画)をもとに利用者・ボランティア・職員参加の避難訓練を行う。(月1回)

また、家族も参加し、総合的な訓練を行う。(年1回)

エ. 学習会、情報交換会

関係機関や団体等と連携をとり災害講習会や情報交換会を実施する。

オ. 情報伝達訓練

家族・ボランティア・関係機関・職員が参加し、メールや災害時伝言ダイヤルを活用した訓練を実施する。

カ. 防災パンフレット

既存の防災パンフレットの見直しを常に行い、家族・ボランティア・関係機関・職員の連携強化を図る。

(4) 相談・苦情対応、個人情報保護、リスクマネジメントの取り組み

ア. 利用者からの相談・苦情にいつでも対応できる環境をつくり、誠実かつ迅速に対応する。

イ. 苦情解決第三者委員による利用者相談、家族との懇談会を開催し、相談ポストを常設する。

ウ. 個人情報保護のための管理体制を整備し、職員の個人情報保護に関する意識啓発に努める。

エ. リスクマネジメント体制を整え、「ヒヤリハット情報」の収集を行い、事故の防止に努める。

オ. 権利擁護への取り組み

障害者虐待防止法、障害者差別解消法等、関連法について学び、職員の法令遵守の徹底に努める。定期的に支援会議を開催し、権利擁護の視点をもって職員間で日常の支援のあり方を検証・確認する。

(5) 施設評価・調査

「利用者アンケート調査」を実施し、より良い施設運営の充実・改善に取り組む。また、イベント来場者等を対象にアンケートを行い、事業の充実に努める。

(6) 広報活動

ア. 施設広報紙「しらゆり通信」を発行し配布する。

イ. 周辺地域に社協事業等のチラシを配布し、地域への周知を強化する。

ウ. 掲示板を定期的に貼り替え、地域の方々への有効な広報として活用する。

エ. 「社協だより」「社協パンフレット」「社協ホームページ」等を有効に活用する。

(7) 職員研修・育成

ア. 練馬区社会福祉協議会人材育成方針に基づいたOJT(職場内研修)の充実を図る。

イ. 練馬障害福祉人材育成・研修センター等の研修を受講し、専門性を高める。

【かたくり福祉作業所】

事業種別：就労継続支援B型事業・就労移行支援事業・就労定着支援事業

◇就労継続支援B型事業

主に知的に障害のある人を対象に働く場を提供するとともに、活動の機会の提供や生活および作業の支援を行い、自立を図ることを目的として各種事業に取り組む。

◇就労移行支援事業（ジョブサポートかたくり）

企業で働くことを希望する障害者に対し、活動の機会や作業の提供等、就労に必要な知識および能力向上のために必要な支援を行うことを目的として各種事業に取り組む。

◇就労定着支援事業（ジョブサポートかたくり）令和2年9月から実施

雇用された企業などで就労の継続を図るため、日常生活、または社会生活上の相談に応じ、企業・事業所や関係機関との連絡調整を行うなど希望に応じて一定期間（3年間）支援を行う。

*就労継続支援B型事業と就労移行支援事業で共通のものは（共通）の表記をしている。

1. 利用者支援【就労継続支援B型事業】

（1）作業支援（福祉的就労支援）

作業を通して働くことの喜びや達成感を得ることにより、社会参加と自立を支援する。

ア. 個別支援の充実

一人ひとりの目標や希望に合わせて個別支援計画を作成し、自信や意欲につなげる支援を行う。

イ. 工賃の支給

会議において一人ひとりの作業への取り組み状況を確認し、工賃を支給する。また、工賃支給に合わせ、利用者とともに作業状況を確認し受注作業や自主製品に関する意見交換を行う。

ウ. 作業環境の整備

作業の提供方法や補助具の活用等の工夫を行い、利用者一人ひとりが、主体的に作業を選択し取り組むことができるよう支援する。

エ. 作業の拡充と工賃アップへ向けた取り組み

（ア）KATAKURI ART…利用者の描くイラストや利用者が作る作品を活用し、さまざまな商品へと製品化することで利用者の力や個性を引き出すと同時に工賃アップへとつなげる。

（イ）農福連携…近隣の農家と連携し、除草作業や出荷の梱包作業等を行うことで利用者の作業の幅を広げるとともに、地域とのつながりも深めていく。

（ウ）ソコカラプロジェクト…一般企業等からコンサルタントを招き、工賃や自主製品の現状についての診断や助言を受け、改善、改良を進めていく。

オ. 作業内容

（ア）受注作業…ダイレクトメールの封入や日用品・雑貨のセット作り、割り箸の鞘入れ等

（イ）所外作業…公園清掃等

（ウ）自主生産…友禅和紙を用いた和小物（ぼち袋、のし袋、ふせん等）やイラスト等個性あふれる利用者の作品を活用した文具や日用品等

（エ）委託販売…協力業者から仕入れたスティックお茶等のオリジナル商品（リパック・ラベルの作成）等作成

（2）就労支援

ア. 利用者の希望や適性に応じ、関係機関と連携しながら就労支援を行う。

イ. 「はたらく」をテーマに就労を希望する利用者には「ジョブサポートかたくり」を活用し、生活支援講座、企業等見学、実習等の「就労支援プログラム」を提供する。

（3）生活支援

ア. 行事

以下の各行事を通して社会体験を広げ、資源の活用を学ぶとともに、地域との交流を行う。

福祉音楽祭 in ねりま (4月) 共通	レクリエーション活動 (5月)
合同運動会 (6月)	グループ活動 (B型年1回、移行年2回)
かたくり☆あじさいフェスタ (6月) 共通	かたくり探検ツアー (7月・8月)
宿泊体験 (9月)	障害者フェスティバル (12月) ※
忘年会・納め会 (12月・3月) 共通	施設公開 (年2回) 共通
かたくりマーケット (毎月) 共通	※任意参加行事

イ. クラブ活動

「通常クラブ」(月2回)、「特別クラブ」(前期4~9月)や「拡大クラブ」(年2回)を行い、趣味や余暇の関心を広げる機会を設けるとともに、利用者からの発案である「ボランティアクラブ」では、地域福祉活動推進の担い手の一員となるような活動等を行う。

ウ. 利用者会

青空会(利用者会)を月1回行う。

エ. 利用者の権利擁護を利用者ととともに考える

職員や利用者同士での言葉づかいや態度、姿勢が適切なものであるか等、皆で話し合う場を設け、意見箱等を活用することによって、より快適な環境づくりを進めていく。

オ. 応援プログラム

利用者が作業所のプログラムに意欲的に参加し達成感が得られるように、利用者全員の良かったこと・がんばったことの賞を設け、納め会で表彰する。

カ. いいね♪活動

通所途中でのゴミ拾い、家庭での役割、まわりの人が笑顔になれる元気な挨拶など利用者自身が考え行動した「良いこと」を報告し共有する機会を設ける。他者から「いいね♪」の声や拍手を受けることで、また次の行動につなげるとともに、「良い活動」を広げていく。

キ. 医療機関や他施設、他機関との連携

利用者の高齢化、重度化により日々変化するニーズに対応できるよう医療機関の紹介や状況に応じて通院同行等を行う。また、他施設や他機関とも連携し、より良い支援に向けた会議等を実施する。

ク. 家族との連携

毎月家族会を行う。また、個別面談、グループ懇談を定期的に行うとともに、連絡・記録ファイル・電話等で適宜、連絡調整を行う。

ケ. かたくり相談室

気持ちの疲れや日ごろの悩みごとを精神科医に気軽に相談できる場として、かたくり相談室を実施する。

コ. 休日余暇支援事業(みんなのつどい)(共通)

利用者の休日余暇支援として、白百合福祉作業所と共同で実施する。

サ. 施設利用時間の延長

家族の私用、急用等の事情に合わせて便宜を図るため、施設利用時間の延長を行う。

(4) 健康管理・給食・保健衛生(共通)

ア. 健康管理・健康活動・保健衛生

健康診断や各種検診を定期的実施し、服薬支援など利用者の健康管理を行う。また、体重測定やラジオ体操等の健康活動を取り入れるとともに、日常的に手洗い・うがい等を励まし、予防に努める。

イ. 給食

利用者の年齢や身長・体重から求めた栄養基準量に基づいた献立を作成し、給食提供を行う。利用者が満足する給食を提供するために、給食会議を月1回開催し、問題点や改善点を確認するとともに、利用者の給食懇談会を実施し、リクエストを献立に取り入れる。

2. 地域活動（共通）

（1）施設公開、イベントの企画・実施

ア. かたくり☆あじさいフェスタの開催（6月）

施設の紹介、作業公開、模擬店、アトラクション等を行い施設理解を深めるとともに、地域住民や町会、団体、商店、民生・児童委員等と協働し交流を深める。

イ. 施設公開（年2回）、夏休みかたくり探検ツアー

施設見学や作業体験等、日常の作業の様子を紹介し、障害や作業所の理解を深める。また、施設公開は近隣の大泉町福祉園と同日開催し、連携して障害への理解を深める。

ウ. かたくりマーケットの開催

毎月1回園庭で地域の方々が気軽に立ち寄ることができる販売会を開催し、交流を図る。

エ. 大泉☆かたくりギャラリーの実施

絵画や作品等の出品を利用者および近隣の施設や地域の方から募集し、展示することにより地域交流を図る。

（2）実習生の受入れ

ア. 福祉実習…大学、専門学校の社会福祉士等の資格取得のための実習を受け入れる。

イ. 体験学習…福祉学習の一環として小学生、中学生、高校生の体験学習を受け入れる。

ウ. 入所実習…入所希望者の進路支援に協力し実習生を受け入れる。

エ. 実習前見学、体験…特別支援学校中等部生徒や高等部1、2年生、その保護者を対象に、入所実習前の見学や体験を受け入れる。

（3）施設・障害の理解促進、地域の人材発掘

障害や施設についての理解を深めるため、小中学校への積極的なPRや講師派遣を行う。また年齢や学年に応じた講義や講座等を行う。

（4）見学者・ボランティアの受入れ

利用者とは課を過ごし、行事や余暇活動などを一緒につくりあげるボランティアを積極的に受け入れる。また、地域の方々、学校関係者・生徒、関係機関等の見学者を受け入れ、障害や施設についての理解を広げる。

（5）地域との協働・連携

近隣の町会と祭りの協力や協働での防災訓練、地域の児童・生徒の緊急避難所（ひまわり110番）としての見守り活動、大泉学園まちづくりネットやどんぐりの家運営委員会への参画など、地域の団体等とともに地域活動を行う。また、高齢者施設等に出向き、歌や踊りの発表などを利用者が行う。

（6）緑化事業

みどりのまちづくりセンター、練馬区みどり推進課、地域のボランティアと協力し、公園や施設の花壇・プランターの花の植え替え等を行い、みどりの風吹くまちづくりを推進していく。

（7）自主生産品等の委託・販売

地域の方々の施設への理解を深めるとともに自主生産品を広報していくため、地域の和菓子店を中心に商品設置を依頼し、定期的な商品補充や営業、販売を利用者とともにを行い、交流を図る。

3. 施設運営（共通）

（1）運営協議会の開催

サービス向上、施設運営の改善等を目的として会議を開催する。（年2回）

（2）相談・苦情対応、個人情報保護、リスクマネジメントの取り組み

ア. 利用者からの相談・苦情にいつでも対応できる環境をつくり、誠実かつ迅速に対応する。

イ. 苦情解決第三者委員による利用者相談、家族との懇談会を開催し、相談ポストを常設する。

ウ. 個人情報保護のための管理体制を整備し、職員の個人情報保護に関する意識啓発に努める。

エ. リスクマネジメント体制を整え、「ヒヤリハット情報」の収集を行い、事故の防止に努める。

オ. 権利擁護への取り組み

障害者虐待防止法、障害者差別解消法等、関連法について学び、職員の法令遵守の徹底に努める。定期的に支援会議を開催し、権利擁護の視点をもって職員間で日常の支援のあり方を検証・確認する。

(3) 危機管理・安全対策

ア. 安全対策・環境整備

定期的に所内の安全点検を利用者とともに行う。

イ. 災害対策

BCP（事業継続計画）をもとに避難訓練・引き取り訓練を定期的に行う。また災害緊急メールの登録を促し、避難訓練時のメール送受信の実施や伝言ダイヤル体験日を設け、日ごろから災害に備える。

ウ. 防犯対策

不審者等の侵入を防ぐための安全管理に努め、警察署・消防署等と連携を強化する。

エ. 災害時用ハンドブック…年1回「災害時用ハンドブック」を配布、見直し等を行う。

オ. 講習会の実施

防災講座、交通安全講習を利用者・家族に向け実施する。また職員向けの研修を実施する。

(4) 広報活動

施設広報紙「しゃぼんだま」の発行、「社協だより」「社協ホームページ」等を活用する。

(5) 施設評価・調査

「利用者アンケート」を実施し、施設運営の充実改善に取り組む。また、イベント来場者や地域講座の参加者を対象にアンケート調査を行い、事業の実施や改善を検討する。

(6) 職員研修・育成

ア. 練馬区社会福祉協議会人材育成方針に基づいた研修の実施やOJT(職場内研修)の充実を図る。

イ. 練馬障害福祉人材育成・研修センター等の研修を受講し、専門性を高める。

ウ. 利用者の権利擁護のための研修や勉強会の参加や実施を通し、職員のスキルアップを図る。

エ. 職員一人ひとりが課題意識とテーマを持ち、研修や現場実習に参加して習得したことを皆で学び合う研修発表会を実施する。

4. 利用者支援【就労移行支援事業】

(1) 就労支援

ア. 個別支援

利用者の意向や希望を聞き取るとともに、就労にあたっての強みや課題を明確にし、個別支援計画の策定を行う。計画作成時は本人と家族に加え、必要に応じて関係機関の担当者とともに検討し決定する。

イ. 作業訓練

受注作業、施設外就労、公園清掃、データ入力、自主生産品の製作・販売等の作業を通して、利用者の就労準備状況の把握や就労に向けた課題等を明確にし、就職活動に活かすとともに、就職に必要なスキルやマナーの獲得を図る。

ウ. 工賃の支給

一人ひとりの作業への取り組み状況を適宜確認し、工賃を支給する。

エ. 企業見学・実習

企業およびハローワークや練馬区障害者就労支援センター、社会福祉法人等のネットワークを活かした見学や実習を行い、就職への意欲を高め適性や課題を把握する機会とする。

オ. 職場開拓

ハローワークや練馬区障害者就労支援センターと連携し、職場開拓を行う。

カ. 就労支援ネットワークへの参加

練馬区障害者就労支援ネットワークに参加し、他機関との連携を図り情報共有を強化する。

(2) 生活支援

ア. 生活支援講座（概ね月3回）

社会ルールやマナー・あいさつ・言葉づかい・対人関係・身だしなみ等社会生活に必要な技術を身につける。また、必要に応じてかたくり B 型利用者と合同で行う。余暇の幅を広げるために年末のお楽しみ会やグループ活動など、外出の機会を設ける。

イ. 家族や関係機関との連携

家族との個別面談を定期的に行うとともに、電話連絡等で適宜、連絡調整を行う。また、本人との面談等で把握した生活上の課題に対して家族や関係機関と連携して対応する。

ウ. 余暇支援

支援の登録をしている方へグループ活動などの外出行事への参加を呼びかけ、余暇の幅を広げる機会を提供し、安定した就労につながるよう支援を行う。

5. 利用者支援【就労定着支援事業】

かたくりの利用者等が就職後に雇用された企業などで就労の継続を図るため、令和2年9月から新たに就労定着支援事業を開始する。就労定着支援事業では、日常生活または社会生活上の相談に応じ、企業・事業所や関係機関との連絡調整を行うなど希望に応じて一定期間支援を行う。また、利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は利用者に面談等の支援を行うとともに、勤続の表彰等を通して働き続けることを支援する。

【地域福祉課】

地域福祉を推進する「ボランティア・地域福祉推進センター」および、サポートが必要な高齢者や障害者の地域生活を応援する「権利擁護センター ほっとサポートねりま」、生活困難者の課題を地域で受け止め、住民とともに新たなシステムを構築していく「生活サポートセンター」の事業運営を統括し、課内で連携を図りより質の高いサービス提供を目指し各事業に取り組む。

【ボランティア・地域福祉推進センター】

障害の有無や年齢、性別等に関係なく、社会や地域と接点を持ち続け、住み慣れた地域で生活し続けられるような「住みよいまちづくり」を目指し、地域福祉を推進していく基盤づくりに努める。ボランティアや市民活動の相談、情報提供、研修会の開催等を行い、地域や社会における課題に対し地域住民が主体的にその解決に取り組めるようセンターおよび光が丘・大泉・関町等の拠点を設け住民が相談しやすい体制で支援を行う。

1. ボランティア・市民活動推進、地域福祉活動推進

地域や社会の課題解決のため、各拠点の取り組みを活かしながら、地域に出向き住民や団体等と顔の見える関係づくりに努める。住民の自主的、主体的な取り組みをさまざまなかたちで支援するとともに、住民が課題を発見・共有・解決できるよう支援していく。また、ボランティアコーディネーター、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターの役割を一体化して取り組んでいく。

(1) 相談およびコーディネート事業

ア. ボランティア・市民活動相談

ボランティア・市民活動に関する相談・活動紹介・連絡調整およびニーズに関する相談・訪問・連絡調整を行う。

イ. 相談傾向の分析による事業化

ボランティア・地域福祉推進センターと各コーナーの相談記録を蓄積・現状分析し、コーディネート事業およびその他の事業の参考とし、事業化につなげていく。

ウ. アドバイザー体制の導入

より幅広い視野で相談対応ができるように体制を充実する。

(2) 小地域福祉活動推進

住民が主体的に地域課題を発見・共有・解決できるよう、住民、町会・自治会、民生・児童委員、ボランティアグループ、NPO 法人等さまざまな人や団体とともに、小地域福祉活動に取り組んでいく。また、これまでの取り組みの継続を周囲へ広げていくとともに、地域課題の解決に向けた仕組みづくりやネットワークの構築を図る。

地域福祉コーディネーターは、社会の変化とともに多様化した地域課題に地域住民がお互いに気づき、見える化し、解決するために地域住民、特に地域の「キーパーソン」や「地域福祉協働推進員（ネリーズ）」とともに取り組んでいく。

ア. 困難さを抱えている当事者（ひきこもり、ディスレクシア、子育て等）と家族の会等を実施し、孤立を防止し、地域生活を支援する。

(3) ネットワークへの参加と連携

ア. 各地区の民生児童委員協議会に出席し、日ごろからのつながりを深める。

イ. 町会・自治会等の地域住民や地域の団体、施設との日常的な連携・協力を図る。

ウ. 地域の精神保健連絡会、地域ケア会議等、各種会議へ参加する。

エ. 地域ごとやテーマ別等で必要とされるネットワークの調整・構築を図る。

オ. 各コーナーが精神障害者等にとって地域で気軽に立ち寄れる場所になるよう豊玉障害者地域生活支援センターきらら、石神井障害者地域生活支援センターういんぐ、ボランティア等と協働し、出張きらら・出張ういんぐを開催する。（各コーナー一月1回）

(4) 市民団体・学校・企業・関係機関等へのサポート

- ア. ボランティア・市民活動団体の活動や学校の福祉教育への取り組み、企業の社会貢献活動や関係機関に対する企画協力や講師派遣等を行う。
- イ. 福祉施設・病院等の福祉サービス従事者向けに、ボランティアの受入れ担当者を対象とした研修会等を実施する。研修実施後も継続的に関わりながら、地域の中で施設同士が学びあい、つながる機会をつくる。
- ウ. ボランティア・市民活動団体に対する研修や各種の助成情報の提供、紹介を行う。
- エ. ボランティア関連保険の受付・手続きを行う。

(5) 情報発信

- ア. リーフレットを活用し、センターの役割・機能について住民にわかりやすく情報提供する。
- イ. ボランティア・市民活動情報「ぼけっと」を発行する。
年 12 回（毎月）発行／発行部数（4,500 部）
- ウ. 社協ホームページ等メディアを活用して、ボランティアや市民活動、地域福祉活動に関する情報を積極的に発信する。

(6) 会議室・機材等の貸出

- ア. ボランティア活動や市民活動を支援するために、自由に使用できるフリースペース等の情報を提供し、センター・コーナーの各拠点にある会議室・機材の貸出しを行う。
- イ. 他制度の対象にならず、一時的に車いすの利用を必要とする住民に貸出しを行う。

(7) 災害時に備えた取り組み

- ア. 災害時に備え、行政・関係機関・地域団体等とのネットワーク構築を図る。
- イ. 「災害ボランティアセンター」運営に備え、行政・関係機関・地域団体等と連携し訓練を実施する。
- ウ. 災害ボランティアコーディネーター入門講座を開催する。また、講座卒業生同士や行政、関係機関等の横のつながりをつくる交流会を開催し、関係を深める。
- エ. 災害ボランティアセンターの役割を避難拠点運営連絡会等に周知し、連携を図る。
- オ. 地域住民に向け、災害ボランティアセンターの役割を周知するとともに、災害時の備えについて考える機会として区民向けシンポジウムや講座等を開催する。

(8) 生活支援コーディネーターの取り組み〔練馬区からの受託事業〕

- ア. 生活支援コーディネーターの取り組みは「地域福祉コーディネーター」の一環でさまざまな分野の関係機関とともに推進していく。
- イ. 地域包括支援センターや行政が主催する各種会議に参加し、生活支援コーディネーターの役割を担う。
- ウ. 介護予防・生活支援サービスの充実に向けて、全区およびエリアを定めて協議体（地域団体や住民、地域包括支援センター、行政等が協議する場）を設け、支えあいの地域づくりを進めていく。
- エ. 高齢者支え合いサポーター育成研修の修了生や区民を対象とした「シニア向けボランティア講座（高齢者支え合いサポーター等地域活動紹介と相談会）」をセンターおよびコーナーの拠点ごとに開催する。

2. 地域の人材育成

地域福祉推進のための人材育成に取り組み、ボランティア講座や区からの受託事業を通して、地域の中でさまざまな役割を担い活動する地域住民の発掘・育成・支援および福祉人材の育成事業に取り組む。

(1) ボランティア講座

ボランティア活動の基本的な理解を深めながら、活動を始めるきっかけとなる講座を実施する。

また、他部署や地域の関係機関等と連携して企画、実施していく。講座終了後も継続的に関わりながら活動につなげていく（災害ボランティアコーディネーター入門講座、シニア向けボランティア講座等 **再掲**）。

(2) 地域福祉活動実践報告会（仮称）

さまざまな分野で活躍している地域団体の紹介を通して、住民が活動をはじめのきっかけづくり、団体同士の交流、地域課題を学びあう場を設ける。

(3) ボラセンゼミ（仮称）

ボランティア・地域福祉推進センターが行った講座等を修了した人に対し、地域活動に関する意見交換や、関心事ややりたいことを出しあう場を定期的に設ける。

(4) 講師派遣

学校や関係機関等に職員を講師として派遣し、地域福祉の理解を深める機会を提供していく。

3. 東日本大震災避難者に対する孤立化防止等の取り組み〔東京都「孤立化防止事業」受託事業〕

区内在住の避難者に対し、個別のニーズに応じて必要な支援や情報提供をする。

(1) 個別相談および支援

個別訪問等を通して、困りごとなどを伺いながら、必要な情報提供を行うとともに民生・児童委員や自治会等の地域の関係者や避難元の行政・社協と連携し、地域の一員として生活しやすい環境となるよう支援していく。

(2) 情報紙等による情報提供

さまざまな情報を発信することを目的として「こんにちは！練馬区社会福祉協議会です」を作成し、個別に提供する。

4. 組織運営

(1) 「運営委員会」の開催

ボランティア・市民活動および地域福祉活動を行う住民や学識経験者、行政関係者等の委員で構成する運営委員会を開催し、多様な視点でセンターの運営や事業について協議する。また、より良いセンター運営のために委員とともに協議する。

(2) 「スタッフ会議」、「検討会議」の開催

職員間で事業に関する確認と検討、および情報共有を行うため、定期的にスタッフ会議および検討会議を開催する。

(3) 職員の研修参加

ボランティアコーディネーター、地域福祉コーディネーター等業務に必要な資質を身につけるため、内外の研修に参加する。

(4) 事業収入や寄付等による事業の充実

使用済み切手や書き損じはがき等の収集、「ぼけっと」広告掲載等を行い、センター事業の充実に努める。

【権利擁護センター ほっとサポートねりま】

高齢や障害等のために支援を必要とする住民が適切に福祉サービスを選択し、自分の意思や希望を叶えながら地域で安心して生活が送れるよう、福祉のサービスや制度の情報提供を行う福祉サービス利用援助事業を行う。また、練馬区における「成年後見制度推進機関」として、成年後見制度の利用相談や支援事業を行うとともに、国の成年後見制度利用促進計画に基づく中核機関として、関係機関や専門職との地域連携ネットワークのさらなる強化や成年後見制度の周知・普及を図り、制度の円滑な利用を進めるための事業に取り組む。さらに、後見人候補者の選択肢を増やし、適切な後見人が選任されるよう、社協として法人後見を開始する。なお、今年度から区民や関係者に、より分かりやすいよう社会貢献型後見人の名称を市民後見人に変更する。

1. 相談事業

福祉サービスの利用等に関わる相談や情報提供、成年後見制度に関する制度説明および申立て手続きや関係機関等の紹介、後見業務についての相談・問合せ等に応じ支援する。

(1) 一般相談

- ア. 福祉サービスの利用援助等に関する相談
- イ. 成年後見制度に関する相談

(2) 成年後見制度専門相談

成年後見制度利用に関しての相談を中心に、相続、遺言等について、司法書士が個別の相談に応じる機会を設ける。

＜毎月1回 第1水曜日午後1時30分～午後4時30分（相談時間45分×3組）＞

(3) 権利擁護法律相談

高齢者、障害のある人、およびその家族や関係者等から寄せられる成年後見制度や遺言・相続等の権利擁護にかかわる問題について、身近な地域で専門職に相談できる機会を提供するため、司法書士、弁護士と協働して出張相談会を開催する。

また、弁護士と顧問契約を結び、法的助言が必要な相談に適切に対応するとともに、行政や地域包括支援センター等の関係機関が法的助言を必要とする場合には、顧問弁護士への相談につなぐことで、行政や関係機関が速やかに対応できるよう支援する。

2. 福祉サービス利用援助事業

高齢者、障害のある人の適切な福祉サービスの選択や利用支援、および日常生活における金銭管理、重要書類の預かり等、地域で安心して生活を送るための支援を行う。

(1) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）〔東京都社会福祉協議会からの受託事業〕

高齢や障害等で判断能力が十分でない住民の意思決定と地域生活を支援するため、「福祉サービスの利用援助」「日常的金銭管理サービス」「書類等預かりサービス」を実施する。区民から公募により募集した生活支援員による支援と、専門員が定期的にモニタリングを行うことで、利用者の状況変化に応じた適切な対応、支援を行う。

また、地域包括支援センター等の関係機関や民生・児童委員、地域の活動団体、近隣住民と連携し、フォーマル・インフォーマルな資源を活用しながら地域の課題発見や解決に向けて取り組む。

(2) 財産保全サービス・手続き代行サービス〔練馬区補助事業〕

加齢や身体障害、病気等により、財産の管理、預金の払戻し、各種支払いや手続き等が困難な方に、書類等の預かりや手続きの代行等の支援を実施する。

(3) 周知普及

福祉サービス利用援助事業をわかりやすく説明するために当事者を対象としたパンフレット等を活用し、福祉サービス利用援助事業の円滑な利用とより一層の利用推進を図る。さらに、社協の拠点や地域施設を活用し、当事者や地域住民、自治会等を対象に地域に出向き、福祉サービ

ス利用援助事業を担う生活支援員と協働しながら、地域の権利擁護の意識を高めるとともに説明会や勉強会、相談会の開催や講師の派遣を行う。

3. 成年後見制度の利用促進

練馬区における「成年後見制度推進機関」として、関係機関や専門職との地域連携ネットワークを強化するとともに、令和2年度より練馬区が設置する中核機関の運営主体として、制度の利用推進と円滑な利用を進めるための取り組みや、地域課題の発見や解決に向けた検討を進め、成年後見制度とさまざまな地域資源を組み合わせることで個別状況に応じた支援を行う。

(1) 周知普及事業

社協の拠点や地域施設を活用するなど地域に出向き、当事者や地域住民、自治会等を対象に制度説明会や勉強会、相談会を成年後見制度に関わる NPO 等の関係機関と協働で企画、開催する。また、練馬障害福祉人材育成・研修センターや練馬介護人材育成・研修センターと協力し、福祉サービス提供事業者を対象とした講座の講師を務める。制度説明会や勉強会では、市民後見人登録メンバーも参加する機会をつくり、活動の場を広げていく。

(2) 成年後見制度利用促進法を踏まえた地域ネットワークの活用

ア. 行政関係機関との協働

中核機関の設置主体である区と情報共有を行い、成年後見制度の利用支援および市民後見人の受任等についての協議、情報交換等を適宜行う。行政関係機関と協働し、横断的な相談機能の強化に向けた取り組みを進める。

イ. 地域住民や成年後見制度推進 NPO 等との連携

地域住民組織や成年後見制度に関わる NPO 等の関係機関との連携を図り、制度説明会や勉強会、相談会の開催や情報交換等を行うとともに、協働して事業に取り組む。

ウ. 「ねりま成年後見ネットワーク連絡会」の開催

練馬区域で活動する成年後見制度に関わる専門職と行政関係機関をメンバーとした「ねりま成年後見ネットワーク連絡会」を定期的に開催する。「成年後見制度利用の促進に関する法律」の施策を意識し、情報交換や事例検討等を通して練馬区の現状を共有することで連携を深め、区民が成年後見制度を安心して利用できる支援・仕組みを検討し、更なる支援体制の充実を図る。連絡会の参加者については、成年後見制度利用促進に向けて必要な関係者を適宜、加えながら開催する。

(3) 検討支援会議の開催

練馬区内を圏域ごとに分けて、成年後見制度の利用や権利擁護に関するケース検討を行う会議を定期的に開催する。検討支援会議では、困難事例をはじめとした個別支援への対応や地域ニーズを把握し、権利擁護支援の必要な人を発見し適切な支援につなげる地域連携の仕組みを強化する。会議には専門職や関係行政職員が参加し、必要な支援、後見人等候補者の検討等を行い、成年後見制度の利用が必要な人が、適切に制度の利用ができるよう各関係機関との連携を進める。

(4) 後見人等サポート

親族で成年後見人等になる予定の方や受任中の方へ以下の支援を行う。

ア. 相談支援

親族後見人等が安心して後見業務を行えるように、後見業務で生じる疑問や不安・悩み、書類作成の方法・確認等、相談支援を行う。

イ. 情報提供、勉強会・研修の実施

「ねりま後見人ネット」登録者に向けて、情報紙「ねりま後見人ネットだより」を年2回発行し、後見業務に役立つ情報を提供する。東京家庭裁判所や行政等関係機関の協力を得て配布し、「ねりま後見人ネット」の周知と利用者の拡大を図る。また、親族後見人向けに講演会の開催や市民後見人の養成研修の一部を公開する。

(5) 市民後見人（社会貢献型後見人）養成・支援

ア. 市民後見人の公募・養成

後見業務に携わっている市民後見人と協働して市民後見人候補者の公募説明会やリーフレットの作成を行い、活動の周知・普及を図る。養成研修は昨年度のアンケート結果を踏まえ、より受講しやすいようにカリキュラムを作成し、地域住民の力をより活用できるよう工夫していく。また、養成研修の一部を民生・児童委員や地域住民等にも公開する。

養成研修に加えて、市民後見人受任者・登録メンバーのフォローアップとして後見業務に関する勉強会や情報交換の場を設け、適切な後見活動のための取り組みを行う。

イ. 市民後見人の受任の推進

行政、関係機関と首長申立てについての連携、調整を図るとともに、市民後見人の受任を適切かつ迅速に推進していく。また、専門職団体との連携・調整を図り、リレー方式（専門職から市民後見人への引き継ぎ）による受任の推進をより一層進めていく。

ウ. 法人後見監督の受任およびの後見監督業務

市民後見人が安心して信頼性の高い後見業務を行うことができるよう社協が後見監督人を法人として受任し監督・支援を行う。「後見監督業務マニュアル」を改訂しながら後見監督の経験を蓄積し、後見監督業務の仕組みと機能の充実を図る。

(6) 法人後見事業

練馬区社会福祉協議会として法人後見を受任する。受任にあたって円滑に対応できるよう、被後見人を支援する法人後見支援員を養成するなど、体制・マニュアルの整備を行う。

4. 組織運営

(1) 「運営委員会」の開催

当事者やその家族等を支援する組織や法律等の専門家、学識経験者、行政機関等の委員で構成する運営委員会を年5回程度開催し、センターの運営や事業の適性・公平性を多様な視点で協議する。

(2) 成年後見制度利用促進協議会の開催

中核機関の運営や成年後見制度の利用推進等に関して法律等の専門家、学識経験者、行政機関等のメンバーで構成する合議体として定期的に協議会を開催し、成年後見制度の適切な利用につながるよう協議・検討する。

(3) 「センター会議」の実施

センター業務に関する確認と共有、検討を行うため、センター会議を定期的で開催する。より良い支援に向けて職員各々の経験や知識を活かし、ケース検討を行うとともに、地域福祉活動計画や各種委員会、法人運営、さらに行政の計画や施策等についても共有と検討を行う。

(4) 「生活支援員定例会」の実施

福祉サービス利用援助事業を担う生活支援員の定期的な情報交換、権利擁護の視点や意識を高める事例検討等の研修の場を設けるとともに、地域生活支援の視点を持って地域で活動できるよう支援する。また、城西ブロック社協の地域福祉権利擁護事業担当で生活支援員合同研修を企画し、支援の質の向上とブロック内での情報共有、意見交換の機会とする。

(5) 職員の資質向上

生活支援員を含めた職員一人ひとりが情報収集とスキルアップを積極的に行い、OJTを充実させるとともに、練馬障害福祉人材育成・研修センターの研修や外部研修を効果的に活用し、職員の資質の向上を目指す。

【生活サポートセンター】

相談を通して複合的な課題を抱え経済的にも困難を抱える住民が、課題の解決に向けて取り組めるよう支援する。また、地域住民や関係機関等との連携を強化し、支援機能の充実を図るとともに、地域で支える仕組みづくりを推進する。また、区の要請に応じて相談窓口を練馬区役所に移転するとともに、「他機関の協働による包括的支援体制構築事業」を補助する。

1. 相談事業

複合的な生活課題に基づく相談を自立相談支援事業をはじめ幅広く受け止め、課題解決に向け、関係機関や地域の関係団体等と連携し、早期に適切な支援や情報提供を行うとともに、課題の発見から解決に向けた取り組みを行う。

(1) 相談支援

ア. 電話相談

イ. 面接相談

予約または随時窓口で面談を行う。

ウ. 訪問相談

必要に応じて、相談者宅や社協の各拠点・関係機関に出向いて面談を行っている。

エ. 同行支援

必要に応じて、弁護士事務所や関係機関等に職員が同行する。

(2) 弁護士相談

借金や税金・家賃の滞納、労働問題等で困っている方を対象に、顧問弁護士による無料相談会を開催する。相談には職員も同席し、債務や滞納以外の複合的な生活課題を抱えた方の相談にも対応する。

(3) 関係機関との連携

ア. 福祉事務所や収納課等、行政窓口との定期的な情報交換の実施を通じて、お互いの機能や役割を把握し、早期に適切な支援や情報提供が行えるようにする。

イ. 不動産業者や居住支援法人等、住居に関する民間事業者と連携を強化できるよう、居住支援協議会や個別のケースを通じて情報交換を行う。

ウ. 生活圏域で課題の早期発見や見守り等につなげていくため、地域住民や団体、他部署と協働して支援する。

エ. チラシ・リーフレット等の広報物を作成・活用しながら、他機関が実施する会議等に参加し、これまでの取り組み実績・効果を伝え、事業周知を図る。

2. 生活困窮者自立支援法に基づく事業〔練馬区からの受託事業〕

(1) 自立相談支援事業

経済的だけでなく複合的な課題を抱えた生活困窮者に対し、抱えている課題とニーズの把握などのアセスメントを実施し、プランに基づいて自立に向けた継続的な支援を行う。具体的な支援としては、社会保障制度や地域資源の案内、就労支援、家計相談などを行う。その際、相談内容に応じて弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門職から助言をもらい、支援に反映する。

また、福祉事務所や就労準備支援事業所等、生活困窮者自立支援法に関連する事業者との情報交換会を定期的実施する。

(2) 「住居確保給付金」に関する相談支援事業

離職により住宅を失った、またはそのおそれのある生活困窮者であって、所得等が一定水準以下で就職を目指す人に対して、期間を定め「住居確保給付金」に関する相談・受付、就労支援を行う。

(3) 家計改善支援事業

相談を受ける中で、債務問題や収支のバランスに課題を抱える方には、家計表の作成や公的制度の利用支援、弁護士相談等へ案内・同行、必要に応じて生活福祉資金を含む貸付等の情報提供を行う。家計に課題を抱える方に対して、世帯の家計を明らかにすることで、自ら家計のやりくりができるようになり、生活の建て直しが図れるように支援を行う。

(4) 支援調整会議

相談者の支援プランの作成にあたり、本人の同意を得て、スーパーバイザーを交えての支援調整会議を開催し、関係機関との協議のうえ、プラン内容が適切であるか判断する。複合的な課題解決や支援内容の検証・充実のため、支援調整会議などを通じた関係機関との連携を強化し、協働して支援する体制をつくる。

3. 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」の補助〔練馬区からの受託事業〕

練馬総合福祉事務所の連携推進担当が、各窓口で役割分担が決まらないなどの調整困難ケースについてコーディネートする業務を補助する。

4. 地域で支える仕組みづくりの推進

(1) 運営委員会の開催

生活に困難を抱える住民の支援を行っているさまざまな分野の関係者で委員会を構成し、意見交換、情報交換を行い、生活困難な住民を支える地域づくりの推進を図る。また、個別支援から見えてきた課題を地域の課題として捉えられるように整理する機会を設ける。

(2) 地域住民・団体との連携

ア. 地域住民や団体と協働して支援する仕組みづくりを進めるため、民生・児童委員や地域の関係団体との勉強会等を企画・実施する。

イ. 地域団体や他部署と協働し、生きづらさを抱える方の就労後の悩みや、引きこもり当事者の家族が話し合える居場所作りについて検討・推進する。

(3) 社会福祉法人等のネットワークの活用

社会福祉法人等のネットワークを活用し、社会貢献事業として生きづらさを抱えた住民の課題解決の方策をともに考え、就労体験の場の提供など具体的に取り組む。

地域課題の共有や解決に向けた取り組みを連携して行うことで、生きづらさを抱える住民が、地域でともに生活していけるよう支援体制の構築を進める。

5. 組織運営

(1) 職員の資質向上を目的とした研修の実施・参加

ア. 社会保障制度の改正や労働問題など、生活困窮者に関連する研修を企画・実施する。社協全体の相談技術向上のため、部署を越えて参加を呼びかけ実施する。

イ. 他機関で実施される発達障害者支援やひきこもり等の研修にも積極的に参加し、研修成果を部署内に反映し、部署全体として相談を受け止め、課題解決に取り組む体制の強化を図る。

(2) 「センター会議」「ケース会議」等の実施

定期的にセンター会議やケース会議を開催し、職員全員で事業の進捗状況の確認、および情報共有を行う。また、支援を振り返り、常に相談者にとって大切なことは何かを確認しながらその後の支援に活かしていく。さらに毎朝ミーティングを実施し、相談者に関する情報を共有・蓄積しセンターとしての共通理解を持って支援を行う。

【障害者就労・生活支援課】

障害のある人たちや家族の地域生活を支援する「豊玉障害者地域生活支援センターきらら」および「石神井障害者地域生活支援センターういんぐ」と、障害福祉サービスに関わる人材を育成する「練馬障害福祉人材育成・研修センター」、障害のある人の就労支援や雇用に興味関心のある企業の相談等を実施する「練馬区障害者就労支援センター」の事業運営を統括し、質の高い支援に取り組む。

【豊玉障害者地域生活支援センター きらら】

事業種別：「指定特定相談支援事業」「指定一般相談支援事業」「地域活動支援センター I 型事業」
障害のある人たちやその家族が地域で孤立せず、安心して自分らしくいきいきとした生活を送ることができるように一緒に考え、支援することを目的として各種事業に取り組む。また、基幹相談支援センターとしての機能の充実を図り、相談支援体制の強化に取り組む。

1. 相談支援事業

障害者総合支援法第 5 条 18 項及び 19 項に規定する相談支援事業を行う。

(1) 地域の障害者の福祉に関する相談（基本相談支援）

障害のある人の福祉に関するさまざまな問題について、本人・家族・関係者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う。

ア. 電話相談

月曜日～金曜日（水曜日を除く）の午前 9 時～午後 8 時
土曜日・日曜日の正午～午後 8 時

イ. 面接相談

- (ア) 予約面接 月曜日・木曜日の午前 9 時～午後 7 時、火曜日の午前 9 時～12 時
- (イ) 随時面接 オープンスペース開設時に随時面接相談を受ける。
(オープンスペース開設時間 火・金・土・日曜日の正午～午後 7 時)
- (ウ) 関係機関・他職種専門職等との連携

障害のある人のニーズを踏まえ、関係機関・他職種等と連携し情報交換や情報共有を行い、必要に応じて学習会等を開催する。

(2) 障害福祉サービス等の利用計画作成（計画相談支援）：指定特定相談支援事業

障害者総合支援法第 5 条 18 項及び 22 項、23 項に規定する計画相談支援事業を行う。障害福祉サービス利用者がより良い地域生活が営めるよう、ケアマネジメントの視点を持ってサービス等利用計画作成を行う。

ア. サービス等利用計画作成

イ. ケアマネジメントの実施

ウ. 支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）

(3) 地域生活への移行に向けての支援（地域移行支援・地域定着支援）：指定一般相談支援事業

ア. 地域移行支援（障害者総合支援法第 5 条 20 項）

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を希望する人に地域移行支援計画を作成し、入所施設や精神科病院等における取り組みと連携しながら地域移行に向けた支援を行う。

イ. 地域定着支援（障害者総合支援法第 5 条 21 項）

入所施設や精神科病院等から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、居宅において単身等の地域生活が不安定な人に対し、安定した地域生活を継続していくための支援を行う。

(4) 就労支援に関わる相談支援の充実

就労に関する相談、就労を継続するための相談に対して、より良い支援となるよう相談機能を充実させるとともに、企業、ハローワーク、練馬区障害者就労支援センター等との連携を図る。

2. 基幹相談支援センター

(1) 基幹相談支援センター機能の充実

障害者総合支援法第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター事業を行う。練馬区や他の基幹相談支援センターと連携し、基幹相談支援センターとしての機能の充実を図り、地域の相談支援体制の強化に取り組む。

ア. 民間相談支援事業所からの相談に対応し、総合的、専門的な相談支援を行う。

イ. 練馬東地区相談支援従事者会、研修会等を開催する。

ウ. 障害者地域自立支援協議会専門部会（地域生活・高齢期支援部会）を開催する。

エ. 地域生活支援拠点として、地域の抱える課題に応じた相談体制を整え、緊急時における迅速な対応を行う。

オ. 障害のある人の地域移行および地域定着の促進のための取り組みとして、「地域移行ネットワーク会議」を関係者ととも開催し、地域における地域移行の円滑な実施について協議する。

3. 地域生活支援事業

障害者総合支援法第77条第1項第9号に掲げる事業のうち、社会との交流促進その他の練馬区立障害者地域生活支援センター条例施行規則で定める便宜を供与する事業を行う。

(1) 福祉のまちづくりの推進

ア. 地域の商店会・町会等のイベントに参画、または協力し、地域住民と障害のある人の交流を図る。また、障害のある人の参加により、地域活性化にも貢献する。

イ. まちづくりに主体的に取り組む。「花くらぶ（園芸プログラム）」「街清掃」等

(2) 関係機関との連携

ア. 相談支援事業の充実のため、関係機関と連携を図る。

イ. 地域密着型連携支援事業を推進する。

ウ. 関係機関が主催する会議やイベントに参加し連携を図る。

(ア) 商店会・町会等主催イベントの実行委員会に参画

(イ) 関係者が主催する会議や連絡会に参加

(3) つながり支えあう地域づくり、誰もが参加できる地域活動の推進

ア. 地域住民との交流を通じて、地域とのつながりを深めながら地域活動の推進を図る。

(ア) 地域のイベント、お祭りに参画

つつじフェスタ、豊玉睦会納涼祭、石薬師市、西の市等

(イ) 障害のある人が地域へ発信する場（プログラム・他センターとの交流等）をつくる。

イ. 障害のある人への生活支援、就労支援、地域交流、組織化等の事業に積極的にボランティアを受け入れ、地域住民とつながりを深めながら地域活動の推進を図る。

ウ. 地域向け講座を開催する。(Social Skills Training=社会生活技能訓練)

(ア) 障害のある人・家族・関係機関向けに「誰でも参加できる SST」を開催

(NPO 法人練馬すずしろ会、石神井障害者地域生活支援センターういんぐと共催)

(イ) 地域住民向けに SST を活用したプログラム「対人関係の悩みを解消し楽になれるワークショップ ソーシャル・スキルズ・トレーニング～誰でも参加できる SST～」を開催

(ウ) 福祉サービス提供事業所従事者や関係機関を対象に、練馬障害福祉人材育成・研修センターと共催で「SST 初級研修」を開催

(4) 障害に対する理解を深めるための普及啓発

ア. 豊玉障害者地域生活支援センターきららだより「たけのこ」を毎月発行

- イ. 各種パンフレット、チラシ掲示・配布
- ウ. 社協ホームページにきららの情報を掲載し発信
- エ. 地域活動団体と連携した情報発信、イベントや交流活動を実施
- オ. 地域住民、関係機関にきららを広報し、交流する機会として「オープンきらら」を実施
- カ. 当事者・家族・関係機関向け「誰でも参加できる SST」を開催（石神井障害者地域生活支援センターういんぐと共催他）

（5）障害のある人が自立した日常生活を営むために必要な支援

ア. 日常生活における必要な技術の習得、憩いの場やさまざまな情報提供、障害のある人と関係機関の情報交換の場の提供、生活の質を高める支援等を行うためのプログラムを実施する。

（ア）オープンスペース（安心して過ごせ、相談できる場）の提供

（イ）各種プログラムの開催

食事会、パソコン教室、パソコン開放、スポーツ（卓球、練馬区健康いきいき体操）、茶道体験、花くらぶ（園芸プログラム）、レディースデイ、SST、茶話会、料理教室、出張きらら in 光が丘（光が丘ボランティア・地域福祉推進コーナーと共催）

イ. 就労準備支援事業

就労の意欲・能力があってもその機会に恵まれない障害のある人に、就労のためのスキルや知識の習得、情報提供等を行う。また、就労に関する相談、就労を継続するための相談に対して、より良い支援となるよう相談機能を充実させるとともに、当事者、就労移行支援事業所、企業、ハローワーク等関係機関等との連携、練馬区障害者就労支援センター、石神井障害者地域生活支援センターういんぐ、社協内各部署、リ・スタート委員会等との社協内連携により、障害のある人の就労に向けた総合的な支援の充実を図る。

（ア）就労準備グループ「トライアル・ゼミ」の実施（練馬区障害者就労支援センターと連携）

（イ）体系化した就労準備プログラムの開催（石神井障害者地域生活支援センターういんぐ、練馬区障害者就労支援センターと連携）

（ウ）就労に特化した関係機関との連携や協働、ネットワークの充実

グループワークや企業見学、講演会への参加、就労実習体験の場（練馬デイサービス、光が丘 LIVIN）の提供

（エ）就労を継続するための相談支援機能の充実

就労をしている人の職場定着支援の一環として、「りりーふぼーと（就労をしている人同士で語らう場）」を開催（練馬区障害者就労支援センターと共催）

ウ. 当事者活動の支援・組織化

障害のある人が主体となり、プログラムや活動を企画し運営できるよう支援する。また、地域で安心して生活できるように医療機関、福祉関係機関と連携し、入所施設や精神科病院等に入所・入院中の人に向けて地域の情報や障害のある人の生活の様子等を発信できるよう支援する。

（ア）「きらら」メンバーの当事者会の支援（音楽を語る会、話そう会、囲碁教室、クリスマス会、外出企画、防災プログラム等）

（イ）障害のある人、家族、支援者の勉強会開催（SST 研修、栄養講座、障害年金講座等）

（ウ）ピア活動の支援（勉強会・講演会）

（エ）地域生活サポーター養成講座の開催

（オ）ピア（仲間）通信「ぴあまっぷ」「作業所紹介マップ」の編集・発行支援、活用（病院・家族）

（カ）ピア活動の支援（病院入院者・職員等へ訪問、勉強会、講演会）

エ. 家族会との協働

NPO 法人練馬すずしろ会と協働した勉強会（誰でも参加できる SST、障害年金講座）等の開催

4. その他

(1) 基盤整備

豊玉障害者地域生活支援センターの運営や利用のあり方の検討、地域における福祉分野の課題について検討するため、運営委員会等を開催する。

ア. 「運営委員会」 年 6 回

イ. 「利用者懇談会」 月 1 回

(2) 講師派遣

関係機関等の障害福祉や支援課題に関する勉強会等に、職員を講師として派遣する。

地域における支援課題に関する勉強会等において、きららのスタッフが講師として活動する機会を持つ。

(3) 研修の実施・参加

地域における支援課題に関して勉強会を主催し、情報共有の場である会議や専門性を高める研修に参加する。

(4) 実習生の受入れ・人材育成

精神保健福祉士や社会福祉士養成機関の実習生・看護学生・保健師実習等の学生を受け入れ、専門職の育成および現場の実践を伝える役割を担う。

(5) 危機管理・安全対策

ア. 危機管理

防犯関連の研修に参加し、所内ミーティングで共有する。

イ. 安全対策

定期的に所内の安全点検を行う。

ウ. 災害対策

(ア) 定期的に利用者、職員が町会・商店会等の避難訓練、防災イベント等に参加し、関係機関と連携強化を図る。

(イ) 災害時の対応を強化するため、災害備品や備蓄品の検討・整備・更新・周知を行う。

(ウ) 施設独自の避難訓練や防災研修を行う。

(エ) BCP（事業継続計画）の実施や更新を行う。

エ. 減災への取り組み

(ア) 誰もが安心できる地域を目指し、地域清掃や地域の見守り活動に取り組む。

(イ) 日ごろより商店会活動に参加し、地域住民等との日常的なつながりをつくる。

【石神井障害者地域生活支援センター ういんぐ】

事業種別：「指定特定相談支援事業」「指定一般相談支援事業」「地域活動支援センター I 型事業」
障害のある人たちや、その家族が地域で孤立せず、安心して自分らしくいきいきとした生活を送ることができるように一緒に考え、支援することを目的として各種事業に取り組む。また、基幹相談支援センターとしての機能の充実を図り、相談支援体制の強化に取り組む。

1. 相談支援事業

障害者総合支援法第 5 条 18 項及び 19 項に規定する相談支援事業を行う。

(1) 地域の障害者の福祉に関する相談（基本相談支援）

障害のある人の福祉に関するさまざまなニーズに対して、本人・家族・関係者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連携等を行う。また権利擁護のために必要な援助も行う。

ア. 電話相談

月曜日～金曜日（火曜日を除く）の午前 9 時～午後 8 時

土曜日・日曜日の正午～午後 8 時

イ. 面接相談

(ア) 予約面接 水曜日の午前 9 時～12 時、木曜日・金曜日の午前 9 時～午後 7 時

(イ) 随時面接 オープンスペース開設時に随時面接相談を受ける。

(オープンスペース開設時間 月・水・土・日曜日の正午～午後 7 時)

(ウ) 関係機関・他職種専門職との連携

障害のある人のニーズを把握し、関係機関・他職種と連携し情報交換や情報共有を行い、必要に応じて学習会等を開催する。

(2) 障害福祉サービス等の利用計画作成（計画相談支援）：指定特定相談支援事業

障害者総合支援法第 5 条 18 項及び 22 項、23 項に規定する計画相談支援事業を行う。障害福祉サービス利用者がより良い地域生活が営めるよう、ケアマネジメントの視点を持ってサービス等利用計画の作成を行う。

ア. サービス等利用計画の作成

イ. ケアマネジメントの実施

ウ. 支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）

(3) 地域生活への移行に向けての支援（地域移行支援・地域定着支援）：指定一般相談支援事業

ア. 地域移行支援（障害者総合支援法第 5 条 20 項）

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を希望する人に地域移行支援計画を作成し、入所施設や精神科病院等における取り組みと連携しながら地域移行に向けた支援を行う。

イ. 地域定着支援（障害者総合支援法第 5 条 21 項）

入所施設や精神科病院から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、居宅において単身等で地域生活が不安定な人に対し、安定した地域生活を継続していくための支援を行う。

(4) 就労支援に関わる相談支援の充実

就労を目指す人や継続するためなどさまざまな相談に対して、より良い支援となるよう相談機能を充実させるとともに、企業、ハローワーク、練馬区障害者就労支援センター等との連携を図る。

2. 基幹相談支援センター

(1) 基幹相談支援センター機能の充実

障害者総合支援法第 77 条の 2 第 1 項に規定する基幹相談支援センター事業を行う。練馬区や他の基幹相談支援センターと連携し、基幹相談支援センターとしての機能の充実を図り、地域の相談支援体制の強化に取り組む。

ア. 民間相談支援事業所からの相談に対応し、総合的、専門的な相談支援を行う。

イ. 練馬西地区相談支援従事者会にて事例検討会や研修会等を開催する。

ウ. 障害者地域自立支援協議会専門部会（地域包括ケアシステム・地域移行部会）を開催する。

エ. 地域生活支援拠点として、地域の抱える課題に応じた相談体制を整え、緊急時における迅速な対応を行う。

オ. 障害のある人の地域移行および地域定着の促進のための取り組みとして、「地域移行ネットワーク会議」を関係者とともに開催し、地域における地域移行の円滑な実施について協議する。

3. 地域生活支援事業

障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 9 号に掲げる事業のうち、社会との交流促進その他の練馬区立障害者地域生活支援センター条例施行規則で定める便宜を供与する事業を行う。

(1) 福祉のまちづくりの推進

地域の商店会、町会等主催のイベントへの参画や協力、また地域貢献活動に参加し、障害のある人の活躍できる場を設け、地域住民との交流や協働を深める機会を充実させていく。

(2) 関係機関との連携

ア. 相談支援事業の充実のため、関係機関との連携を図る。

イ. 地域密着型連携支援事業を推進する。

ウ. 関係機関が主催する会議やイベントに参加し連携を図る。

(ア) 商店会・町会等主催イベントの実行委員会に参画

(イ) 精神保健福祉関係者が主催する会議や連絡会に参加

(3) つながり支えあう地域づくり、誰もが参加できる地域活動の推進

ア. 地域住民やボランティアとの交流を通じて、つながりを深め支えあいの関係を築く。

(ア) 講演会、精神保健福祉ボランティア講座の開催、ボランティア交流会の開催

(イ) 地域のイベント、お祭りへの参加

イ. 障害のある人への生活支援、就労支援、地域交流、組織化等の事業に積極的にボランティアを受け入れていく。

(4) 障害に対する理解を深めるための普及啓発

ア. 石神井障害者地域生活支援センターういんぐだより「すずらん」を毎月発行

イ. 各種パンフレット、チラシの作成・配布

ウ. 社協ホームページにういんぐの情報を掲載し発信

エ. 地元町会、民生委員、地域団体等との連携、情報発信

オ. 障害理解につながる講演会、精神保健福祉講座を開催

カ. 当事者・家族・関係機関向け「誰でも参加できる SST」を開催（NPO 法人練馬すずしろ会、豊玉障害者地域生活支援センターきららと共催）

(5) 障害のある人が自立した日常生活を営むために必要な支援

ア. 日常生活における必要な技術の習得、憩いの場やさまざまな情報提供、障害のある人と関係機関の情報交換の場の提供、生活の質の向上と豊かな生活を送れるよう支援を行うためのプログラムを実施する。

(ア) オープンスペース（安心して過ごせ、相談できる場）の提供

(イ) 各種プログラムの開催

きれいにし隊！（花壇の手入れ、地域清掃やういんぐ内部の清掃）

ポスター貼り隊！（町会活動として地域の掲示板のポスター貼り）

パソコン教室、出張ういぐ（関町ボランティア・地域福祉推進コーナー、大泉ボランティア・地域福祉推進コーナーと共催）、茶道体験、歩き隊！（近隣散策）、IMR（リカバリーと病気の自己管理）、夕食会、季節を感じるプログラム、サイコドラマ（心理劇）、なでしこ会（女性のためのプログラム）、卓球、利用者懇談会、創作の日、国際交流等

イ. 就労準備支援事業

就労の意欲・能力があっても就労の機会に恵まれない障害のある人に対して、当事者、就労移行支援事業所、ハローワーク等との関係機関との連携を図りながら、就労のためのスキルや知識の習得、情報提供等を行う。また、練馬区障害者就労支援センター、豊玉障害者地域生活支援センターきらら、社協内各部署、リ・スタート委員会等との社協内連携により、障害のある人の就労に向けた総合的な支援の充実を図る。

(ア) 体系化した就労準備プログラムの開催（豊玉障害者地域生活支援センターきらら、練馬区障害者就労支援センターと連携）

(イ) 就労に関する講演会、就労関係事業所や企業見学会の開催

(ウ) 練馬区障害者就労支援センターをはじめとし、関係機関・団体等との連携や協働を充実させるネットワークの強化

ウ. 当事者の支援・組織化

障害のある人が主体となり、プログラムや活動を企画し運営できるよう支援する。また、地域で安心して生活できるように医療機関、福祉関係機関と連携し、入所施設や精神科病院等に入所・入院中の人に向けて地域の情報や障害のある人の生活の様子等を発信できるよう支援する。

(ア) 当事者の会支援（主体的に取り組めるイベント実行委員会やプログラム等）

(イ) 「つぼみの会」（高次脳機能障害者と家族のつどい）の開催

(ウ) 障害のある人、家族、支援者の勉強会等の開催（障害年金勉強会、つぼみの会学習会等）

(エ) 「介護者のつどい」の開催

(オ) 地域生活サポーター養成講座の開催

(カ) ピア（仲間）通信「ぴあまっぷ」「作業所紹介マップ」の編集・発行支援、活用（病院・家族）

(キ) ピアサポーター活動の支援（病院入院者・職員等への訪問、勉強会・講演会等）

4. その他

(1) 基盤整備

石神井障害者地域生活支援センターの運営や利用のあり方の検討、地域における福祉分野の課題について検討するため、運営委員等を開催する。

ア. 「運営委員会」 年6回

イ. 「利用者懇談会」 月1回

(2) 講師派遣

関係機関等の障害福祉や支援課題に関する勉強会等に、職員を講師として派遣する。

(3) 研修の実施・参加

地域における支援課題に関して勉強会を主催し、情報共有の場である会議や専門性を高める研修に参加する。

(4) 実習生の受入れ・人材育成

精神保健福祉士や社会福祉士養成機関の実習生・看護学生・保健師実習等の学生を受け入れ、専門職の育成および現場の実践を伝える役割を担う。

(5) 危機管理・安全対策

ア. 危機管理

防犯関連等の研修に参加し、所内のミーティングにおいても確認する。

イ. 安全対策

定期的に所内の安全点検を行う。

ウ. 災害対策

(ア) 定期的に利用者、職員が区内の避難訓練等に参加し、関係機関と連携強化を図る。

(イ) 災害時に所内の一時避難体制を強化するため、災害備品や備蓄品の検討・整備を行う。

(ウ) 施設独自の避難訓練や防災研修を行う。

(エ) BCP（事業継続計画）の実施や見直し、更新を行う。

エ. 減災への取り組み

(ア) 誰もが安心できる地域を目指し、地域清掃や地域の見守り活動に取り組む。

(イ) 日ごろより町会活動に参加し、地域住民との日常的なつながりをつくる。

【練馬障害福祉人材育成・研修センター】

障害福祉サービスを担う人材育成と事業所におけるサービス提供の質の向上や住民の障害理解を図るために、障害福祉サービスに関わる研修体制を整え、事業所における高い専門性を持つ人材育成や連携を支援することを目的に各種事業に取り組む。新たに事業所に出向いての研修や伝達研修を実施し、事業所がより参加しやすい環境整備を進める。

1. 練馬障害福祉人材育成・研修センター〔練馬区からの受託事業〕

(1) 学習支援

障害福祉サービスの従事者等を対象として、各種研修を実施する。

プログラムの提供にあたっては「目指す人物像」を基に、明確化された教育理念および研修目標、研修体系に基づいた研修カリキュラムを組み立て実施する。

ア. 基礎研修 (64回)

経験が少ない従事者を主な対象者とし、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念の理解、支援者としての基本姿勢、障害についての基礎的な知識・技術を習得できるよう研修プログラムや課題別に必要な研修を設定し提供する。また、事業所がより研修に参加しやすい環境を整えるための出前講座(1回)の実施、障害福祉の理解を広げるための伝達研修を実施するとともに、複数回をオープン研修として、区民が参加できる研修の機会をつくる。

練馬介護人材育成・研修センターと共催で研修等を企画し、両センターの強みを活かした効果的な研修の実施を促進する。

イ. 階層別研修 (14回)

中堅職員等の階層に応じ、基礎研修を基とし更に応用し、より実践的な支援を行うための知識や技術を学ぶ研修プログラムを提供する。また、区内の障害福祉サービスの質的な向上を目指して事業所を越えての連携を視野に入れながら、事業所の中堅職員等を養成、フォローアップする研修を行う。

ウ. 区民向け啓発研修 (4回)

障害理解についての研修を実施し、地域で障害理解のある区民等を増やす。

啓発研修「マイフレンド講座」の会場を障害福祉施設に設定することや当事者との交流を交えるなど内容を工夫し、より区民が障害のある人の生活や障害について身近に感じ、理解を深められる内容で実施する。

(2) 連携支援

近隣地域の事業所や地域団体同士による情報交換会(年5回開催)やその地域のニーズに沿った勉強会・研修会等を実施し、事業所同士が課題や情報を共有しながら連携して支援できる環境をつくる。豊玉・練馬近隣地域、西大泉・南大泉近隣地域、石神井近隣地域で開催し、更なる充実を図るとともに、新しい地域の検討を行う。

区内事業所の中堅職員等が事業所の枠を越えて、関係を深めながら連携の強化を図れるよう支援していく。

(3) 情報支援

障害福祉サービスに関する必要な情報を手軽に得られるよう、「わかりやすい」「見つけやすい」「便利な」ホームページ運営に努める。また、研修開催や報告、その他の情報をリアルタイムで発信できるよう、フェイスブック等を活用する。

(4) 広報

障害福祉の人材育成に関する興味や関心を喚起するため、ホームページやチラシ、フェイスブック、各会議等を活用し研修センターの活動をよりわかりやすく周知する。

(5) 運営協議会の開催 (年3回)

練馬障害福祉人材育成・研修センターの運営にあたり、福祉サービス提供者に必要な知識や技術を獲得できる研修等を検討するため、学識経験者、障害福祉サービス事業者連絡会、障害者団

体、介護サービス事業者連絡協議会、練馬介護人材育成・研修センター、行政、障害当事者等の委員で構成する運営協議会を開催する。

2. 人材育成の充実に向けた取り組み

(1) 「練馬区社会福祉協議会人材育成方針」の改訂

事業の多様化や情勢の変化を踏まえ、組織として必要な人材育成の方針を示し、組織の強化を図るため、平成19年度に策定した「人材育成方針」を改訂する。

(2) 職員研修

社協職員として必要な研修を企画・実施し、職員の資質向上を図る。

新任職員研修における各部署での体験研修を実習委員会と連携して企画・実施する。

業務を通して課題やニーズを認識し、自らの業務に対する意識を高め、必要な資質や能力・知識が向上できるよう中堅職員および管理職員向けの研修を企画・実施する。

また、業務の種別やハード面など、個別具体的に対応することが望ましいテーマについて、部署を単位とした部署別研修を企画・実施する。

(3) 地域に向けた人材育成

地域の福祉サービス提供事業所の連携を図るため、近隣地域の事業所や地域で活動している団体等による情報交換やその地域のニーズに沿った研修会等を地域密着型連携支援事業として行う。また、区内事業所の中堅職員等が連携を強化し、従事者の資質の向上につながる機会を設ける。

【練馬区障害者就労支援センター レインボーワーク】

練馬区在住の障害のある人を対象に、就労やそれに伴う生活に関する相談、助言、情報提供等を行い、安心して働き続けられるよう支援するとともに、障害のある人の雇用を検討している企業などに相談や情報提供等を通して障害者雇用の普及啓発を図る。また、区内障害者支援施設が受注作業等を安定して取り組めるよう、共同受注窓口業務を実施する。

1. 就職支援事業

(1) 就労相談

区内在住の一般企業・事業所への就職を希望する障害のある人を対象に、就職に向けた情報提供や関係機関の紹介、支援内容の説明等を行い、適切な就労支援の利用につなげる。

ア. 職業相談

就職を希望する障害のある人に対し、支援ニーズの聞き取り、関係機関の確認、支援内容の説明等を行い、相談の内容に応じた情報提供や関係機関との連絡調整等を行う。また、就労支援のニーズに関しては、就労支援説明会を案内し、その後の支援につなげる。

イ. 就労支援説明会

障害者就労支援センターの事業内容ほか、就労支援・生活支援各機関の役割、障害のある人の就労状況等の説明と個別面談を実施し、就労マネジメント（支援の流れ）の理解促進を図る。

(2) 就職支援

登録者等のアセスメント（職業評価・実習）を行い、個別支援や関係機関と連携した支援を実施する。また、就労に必要な知識・技能などを教示し、企業との適切なマッチングを行う。

ア. 初期評価（アセスメント実習）

障害者就労支援センターおよび区役所内にて、事務、PC、軽作業、文書交換業務等の作業を実施し、基本的労働習慣、作業適性、障害特性等を利用者とともに確認する。

イ. 就職活動支援

必要に応じて、求人情報の検索や情報提供、模擬面接、履歴書および職務経歴書の作成支援、実習同行、面接同行、プロフィールシートの作成等を実施し、就職へとつなげる。内定後には必要に応じて入社手続きの支援も実施する。

2. 職場定着支援事業

支援員が障害のある人が働く企業等への訪問や登録者からの相談を実施し、就労の継続を図る。

(1) 定期訪問

登録者の職場定着の状況に応じて企業に訪問する。

(2) 随時訪問

企業・登録者・家族の要請や職場定着の課題に応じて随時、職場訪問を行う。

(3) 実務支援

登録者の職場で直接支援を行うことで、仕事の手順や職場のルールを習得するための支援や、職場環境の調整を図る。必要に応じて、東京ジョブコーチ等、他の支援機関と連携した支援を構築する。

(4) 個別面談・相談

個別面談や電話・メールによる相談を実施する。

(5) 他機関との連絡調整

職場定着の課題や転職・離職について適切な支援機関との連携を図り、定着支援、再就職支援、生活支援等を実施する。

(6) リリーフポイント

就労している登録者の余暇が充実し仕事への意欲を引き出すため、土曜相談日を活用し、日ごろの思いを語りあったり交流する場を定期的に設ける。（豊玉障害者地域生活支援センターきら

らと共催)

3. 障害者就労促進のための普及啓発事業

障害者就労支援・障害者雇用の実態やノウハウ等を関係者や区民に広く周知することにより、障害者雇用に対する理解促進を図る。

(1) 障害者雇用支援月間の取り組み

毎年9月に実施される障害者雇用支援月間に合わせ、各種イベントを開催する。

ア. 働く障害者パネル展

練馬区役所本庁舎アトリウムにて、障害のある人が働く場面の写真や障害者雇用に関する情報などをパネル展示することで、障害者雇用について広く区民に周知する。

イ. 障害者施設自主生産品販売会

練馬区役所本庁舎アトリウムにて、区内障害者支援施設の自主生産品を販売し、障害のある人との交流や理解を深めるとともに、工賃の向上に寄与する。

ウ. 講演会

障害者雇用に関わる講師を招き、企業や就労支援関係者のみならず、区民等に広く障害者雇用に対する理解の促進を図る。

(2) 「ねりいち」の作成

区内障害者施設の自主生産品や受注作業等を紹介する冊子「ねりいち」を作成・配布し、工賃増額や就労意欲の向上に寄与する。

(3) 広報

障害のある人の就労に関する興味や関心を喚起するとともに、練馬区障害者就労支援センターへの理解を図るため、広報紙やパンフレット、社協ホームページを活用してわかりやすく周知する。

4. 障害者就労ネットワーク推進事業

(1) 就労支援ネットワーク会議の開催

関係機関との連携・協力体制を整備し、障害者就労の効率的・効果的な支援を進めるために、就労支援ネットワーク会議を開催する。

ア. 全体会

就労支援事業所、教育関係者、企業、行政等、関係機関が集まり、情報共有や効率的・効果的な支援の展開について検討する。

イ. 就労支援分科会

障害のある人の就労支援と定着支援等について、課題検討や共通認識を図る。

ウ. 福祉的就労分科会

自主生産品や受注作業の充実と工賃増額、就労への意欲向上のための支援等について、課題検討や共通認識を図る。

(2) 就労支援事業所等との連携

ア. 企業見学会の開催

区内障害者就労支援事業所利用者や支援者等を対象に、登録者が働く企業等を見学し、就労に対するイメージや意欲の向上を図る。

イ. 移行支援事業所

事業所の利用者状況や就労状況等を確認することで、就労後の連携につなげる。

ウ. 職業的重度障害者就労支援

一般企業に雇用困難とされてきた就労継続支援事業所利用者等に対し、知識・技能習得等、企業就労に必要な能力の向上を図るとともに、一般就労へとつなげる。

エ. 障害者地域生活支援センター

豊玉障害者地域生活支援センターきららおよび石神井障害者地域生活支援センターういんぐと連携し、各センターが実施する「トライアル・ゼミ」「就労準備プログラム」に協力する。

(3) 特別支援学校との連携

ア. 登録面談会の開催

企業就労の内定が出ている特別支援学校卒業予定者を対象に登録面談会を実施し、卒業後の地域生活への移行および就労生活を支援する。

イ. 授業や体験学習の協力

進路学習授業への職員派遣や来所による体験学習等で、事業説明や就労に関する説明を行う。

(4) 企業との連携

ア. 協働ネットワークによる障害者雇用促進に関する協働の推進

練馬区、特例子会社株式会社テクノプロ・スマイル、練馬区社協の三者が締結した「協働ネットワークによる障害者雇用促進に関する協定」による協働の事業を実施し、障害者雇用促進のための環境づくりを推進する。

イ. 産業団体等との連携

練馬産業連合会、東京商工会議所練馬支部、東京中小企業家同友会等の産業団体や池袋公共職業安定所との情報交換等を行い、区内企業の障害者雇用等に関する連携を図る。

5. 共同受注窓口事業

区内障害者支援事業所が作業等を受注しやすい仕組みづくりを行うことで、区内事業所の作業の充実や工賃増を図るとともに、事業所利用者の就労意欲を喚起する。

(1) 共同受注窓口事業

1か所の事業所では受注することが難しい大口案件などを企業や事業者から受注し、区内事業所への周知、作業の分配、企業や事業者との連絡調整等の取りまとめを行い、事業所の作業の安定を図る。また、新たな受注依頼にも対応できるよう、区内企業や事業者、障害者支援事業所への状況確認等を行い、共同受注の充実を図る。

(2) 新規受注および販路開拓助成金

受注作業または自主生産品販売等を行う区内事業所等を対象に、新たな受注品目を受け入れるための投資や自主生産品の販路を開拓するための投資等に対して、助成金を交付する。

6. 就労の場の開拓事業

主に区内企業等に、障害者雇用についての情報提供等を行い、障害者雇用の促進を図るとともに、職場体験実習先や就職者の増加を目指す。

(1) 区内企業等への相談、訪問等の実施

区内企業を中心に障害者雇用の情報提供を行い、訪問等による相談を通じて、障害者雇用や実習の受け入れの拡大を図る。

(2) 障害者雇用支援セミナーの開催

障害者雇用を実施している企業の事例報告や就労支援に関わる専門機関による情報提供などを通して、障害や障害者雇用への理解・促進を図る。

(3) ステップアップ就労助成金

精神障害者等の就労促進を図るために、短時間雇用により障害のある人を受け入れている企業に対し、賃金の一部を助成する。

(4) 実習受入奨励金

企業就労を目指すうえで企業実習を行うことは、課題の把握・解決等の観点から非常に有効であるため、奨励金により実習受入企業の負担を軽減し、実習の促進を図る。

7. 組織運営

(1) 運営委員会の開催

練馬区障害者就労支援センターの運営や支援内容の充実等について検討するため、当事者、地域住民、事業者、学識経験者、公共職業安定所等の構成による運営委員会を開催する。

(2) 職員研修・育成

OJT の充実や練馬障害福祉人材育成・研修センターや外部研修を効果的に活用し、職員の資質向上を図る。また、障害者就業・生活支援センターや他地区障害者就労支援センターとの情報交換を積極的に行い、就労支援の質の向上を図る。

(3) リ・スタート事業

リ・スタート委員会に参加するとともに、担当部署として予算管理等を行う。